

八尾市国土強靱化地域計画

令和 7 年 4 月

八 尾 市

《目 次》

I 計画の策定趣旨・位置づけ.....	1
1 計画の策定趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画期間.....	1
II 計画の基本的な考え方.....	2
1 基本目標.....	2
2 対象とする災害（リスク）.....	2
3 計画推進にあたっての実施方針	3
III 起きてはならない最悪の事態と脆弱性評価	4
1 起きてはならない最悪の事態	4
2 脆弱性評価.....	6
IV 具体的な取組み.....	7
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	7
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境 を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	42
3 必要不可欠な行政機能は確保する	64
4 経済活動を機能不全に陥らせない	69
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等 の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	76
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	85
V 計画の着実な推進に向けて.....	95
1 計画の推進体制.....	95
2 計画の進捗管理.....	95

【別紙 1】脆弱性評価結果

【別紙 2】個別事業一覧

I 計画の策定趣旨・位置づけ

1 計画の策定趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

また、大阪府においても平成28年3月に「大阪府強靱化地域計画」が策定されており、国・府による計画的な強靱化の取り組みが進められています。

本市においても「八尾市国土強靱化地域計画」を令和2年12月に作成し、令和4年3月には、八尾市第6次総合計画を踏まえた修正を行いました。

その後、基本法が制定されてから10年が経過しようとする中、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月に基本法の改正が行われています。

令和5年7月には、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえた基本計画の変更が行われており、本計画の取組みの加速化・深化を図ることとしています。

本市におきましても基本法の趣旨や過去の災害の教訓を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動・経済活動が可能な限り速やかに回復することができる「しなやかさ」を持ったまちづくりを進めることを目的とした国土強靱化の取り組みを進めていきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、同法第14条に基づき国の基本計画及び「大阪府強靱化地域計画」と調和を保った計画です。

また、本市の総合計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に係る事項については、他の計画等の指針とするものです。

総合計画を始めとする各種行政計画に基づくまちづくりが着実に推進されるよう、本計画に基づき事前防災や減災、迅速な復旧に資する施策を推進し、本市の持続的な成長を支えます。

3 計画期間

計画期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とします。ただし、社会情勢の変化や具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

II 計画の基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画及び大阪府強靱化地域計画との調和を図りつつ、次の4つを基本目標に設定します。

- I. 人命の保護が最大限図られる
- II. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- III. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

2 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に多大な被害を与えることが想定される大規模自然災害〔地震、風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とします。

(1) 地震の災害リスク

市域への影響が考えられる4つの内陸断層（上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯）等についての大阪府の地震被害想定では、本市域の震度が最も強くなるケースは「生駒断層帯」による地震で、最大震度7と想定されています。

また、本市は、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定など、あらゆる可能性を考慮された最大クラスの想定である府の南海トラフ巨大地震による地震被害では、最大震度6弱と想定されており、政府の調査による地震発生確率は、30年以内に80%と評価されています。

(2) 風水害（台風、水害、土砂災害等）の災害リスク

① 水害

本市が属する寝屋川流域は大部分が低平地であり、流域の約3／4は、雨水が自然に河川に流れ込まない「内水域」となっており、これらの雨水の出口は、一級河川寝屋川の京橋口1箇所限定されていることから、極めて厳しい治水環境となっています。内水氾濫と外水氾濫を想定しています。

水害には、地域の排水不良のため浸水する内水氾濫と、河川等の堤防が決壊して発生する外水氾濫、また風による吹き寄せと気圧の変化によって潮位が変化する高潮とがあります。

本市では、高潮の河川の遡上による被害は地理的条件から発生しておりません。

注）外水氾濫：河川堤防からの越水、破堤等による氾濫

内水氾濫：下水道排水ポンプの能力以上の降雨があった場合の排水不良による浸水

② 土砂災害

生駒山地にある全ての溪流が土石流危険溪流となっており、また、生駒山地、山麓地付近に急傾斜地崩壊危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域に指定されている箇所があり、豪雨等により土砂災害が発生する可能性があります。

現在、土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）等から土砂災害の被害を受けるおそれのある区域について、大阪府により、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域として指定されています。

また、山地災害危険地区として、山腹崩壊により災害が発生するおそれのある山腹崩壊危険地区、山腹崩壊によって発生した土砂が土石流等となって流出し災害が発生するおそれのある崩壊土砂流出危険地区が指定されています。

3 計画推進にあたっての実施方針

市民の安全・安心を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら国土強靱化に取り組めます。

(1) 的確な維持管理と施設の強靱化

昭和40年代に建設された都市基盤施設を始め、多くの公共施設等が、今後一斉に更新時期を迎えていくことから、適切な維持管理がますます必要となってきます。

既存施設については長寿命化を基本としつつ、施設の統廃合・集約化を進めるなど、市民の安全・安心を一層確保するため、整備に対する投資の選択と集中を図り、施設の強靱化を推進します。

(2) ハード面・ソフト面を組み合わせた適切な対策の実施

まちづくりや都市基盤施設の整備、耐震化などハード面の対策に加え、防災意識の醸成などのソフト面の対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 市民等の連携や主体的な参画

市民一人ひとりや、市民団体、民間企業、教育機関、医療機関、消防団や自主防災組織といった地域組織など、防災に係るステークホルダー（関係者）が、「自助」「共助」「公助」の考え方の下、国、府、市を始め、防災関係機関との連携を図るとともに、それぞれが主体的に行動できるような取組みを促進します。

(4) 効率的・効果的な施策推進

限られた財源の中、社会資本の有効活用や既存施設の長寿命化など施設の選択と集中を図ることにより費用を縮減し、効率的に施策を推進します。

III 起きてはならない最悪の事態と脆弱性評価

1 起きてはならない最悪の事態

基本目標を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして起きてはならない最悪の事態」を次の通り設定しました。

【事前に備えるべき目標】

1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
3. 必要不可欠な行政機能は確保する
4. 経済活動を機能不全に陥らせない
5. 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
6. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

表 1 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市役所機能の機能不全
		3-2	市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

4	経済活動を機能不全に陥らせ ない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営 執行力低下
		4-2	有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大 な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機 能の低下
5	情報通信サービス、電力等ラ イフライン、燃料供給関連施 設、交通ネットワーク等の被害 を最小限にとどめるとともに、 早期に復旧させる	5-1	情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救 助・支援の遅れによる死傷者の発生
		5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長 期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期 間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通 ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な 影響
6	社会・経済が迅速かつ従前よ り強靱な姿で復興できる条件 を整備する	6-1	自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興 ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に 遅れる事態
		6-2	生活再建支援の停滞による市民生活の復旧・復興の 遅延
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復 興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の 整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩 壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態
		6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失 業・倒産等による経済等への甚大な被害

2 脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」ごとに、八尾市の関連計画に位置づけられている施策をベースに、施策の達成度や進捗を把握して、現状の脆弱性を分析・評価します。

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本市における脆弱性を評価するとともに、その対応策を検討します。

(2) 起きてはならない最悪の事態

「事前に備えるべき目標」について、脆弱性評価を実施することにより、その妨げとなるものとして28項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

IV 具体的な取組み

脆弱性評価を踏まえ、本市が推進していく具体的な防災・減災の取組みを以下に示します。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1) 大規模地震に伴う、建物等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

					担当部局
1	—	1	—	1	地区防災計画の策定支援 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
取組み		【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○平成25年の「災害対策基本法」の改正により、一定の地区の居住者および事業者が共同して行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたことを受け、本市では小学校区を単位とし、項目に「安否確認」、「避難経路」、「避難所運営マニュアル」を盛り込んだ地区防災計画の策定支援に努める。 【健康福祉部】 ○八尾市災害時要配慮者支援指針にて示した基本的な考え方を地区防災計画に反映するとともに、当該指針に基づく避難行動要支援者支援の取組みと地区防災計画に基づく地域全体での取組みを整理し、地域の実態に即した取組み内容について検討を進める。			
現 状			目 標		
			令和7～10年度		
【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○地区防災計画（全28小学校区） 策定済 3小学校区 作定中 19小学校区 （令和5年度末） 【健康福祉部】 ○八尾市災害時要配慮者支援指針 （令和元年度策定）			【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○全28小学校区における地区防災計画の策定を行い、地域防災力の向上を図る。 【健康福祉部】 ○八尾市災害時要配慮者支援指針等について地域説明会を実施し、地区防災計画へ反映 していただくとともに、地域の取組みを支援する。		
関連計画			八尾市地域防災計画 八尾市地域福祉計画		

					担当部局
1	—	1	—	2	政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
取組み		【政策企画部】【建築部】【消防本部】【人権ふれあい部】 ○地震等の災害時に、市内にある公共施設の被害等を最小限に抑えるため、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」において示す考え方を踏まえ、老朽化が著しい施設から優先的に修繕及び改修工事を実施し、施設の安全性の確保を第一に考えて取組みを進めていく。 ○また、機能更新についても、同計画に基づき、事業を継続する必要性や使用用途に見合った適正な規模等を検討した上で、計画的な老朽化対策・機能更新等を実施する。			
現 状					目 標
					令和7～10年度
【政策企画部】 ○八尾市公共施設マネジメント実施計画 (令和6年3月改定) ○八尾市個別施設保全計画 (令和7年3月一部改定) 【建築部】 ○施設管理者からの依頼に基づき、不具合・老朽箇所の修繕や改修工事を行い施設の維持管理を行っている。 【消防本部】 ○八尾市消防庁舎建設基本構想 (令和4年3月策定) ○八尾市消防本部庁舎建設基本計画 (令和5年3月策定) 【人権ふれあい部】 ○八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想 (令和5年6月策定)					【政策企画部】 ○八尾市公共施設マネジメント実施計画や八尾市個別施設保全計画を踏まえた老朽化対策・機能更新等の推進 【建築部】 ○八尾市個別施設保全計画に基づき施設管理者において事前に計画を立て、不具合が出る前に改修等ができるように、計画的な営繕業務を実施する。 【消防本部】 ○八尾市公共施設マネジメント実施計画、八尾市個別施設保全計画及び八尾市消防庁舎建設基本構想に基づき、消防庁舎の建替えを含めた機能更新を実施する。 【人権ふれあい部】 ○「八尾市公共施設マネジメント実施計画」及び「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」に基づき、西郡地域に立地する人権コミュニティセンター、老人福祉センター、青少年会館の3施設の機能更新等を検討する「八尾市立桂人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本計画」を新たに策定し、事業手法の検討結果に基づき、複合化施設の整備を進める。
関連計画					八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版 (八尾市公共施設等総合管理計画) 八尾市公共施設マネジメント実施計画 八尾市個別施設保全計画 八尾市消防施設に関する基本構想 八尾市消防庁舎建設基本構想 八尾市消防本部庁舎建設基本計画 八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想

1	—	1	—	3	学校施設の老朽化対策・機能更新の推進	担当部局 教育委員会事務局
取組み		【教育委員会事務局】 ○学校施設は、児童生徒が日常の大半の時間を過ごす活動の場であることから、必要な改修を計画的に進め、安全性の確保に努める。 ○災害時には避難所としての役割を果たすことから、必要な改修を計画的に進め、避難所としての機能の整備に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【教育委員会事務局】 ○現在、八尾市個別施設保全計画等として計画的に事業を進めている。					【教育委員会事務局】 ○学校施設の安全性の確保 ・長寿命化改修 ・屋上防水・外壁改修 ・法令適合改修 ○避難所としての機能整備 ・エアコン整備 ・トイレ洋式化等改修 ・体育館改修 ・既設給水管漏水対策改修 ・高圧受電設備老朽化対策改修 ・受水設備老朽化対策改修 ○八尾市個別施設保全計画等に計上されない修繕・改修工事を計画的に実施。	
関連計画					八尾市公共施設マネジメント基本方針改訂版 （八尾市公共施設等総合管理計画） 八尾市公共施設マネジメント実施計画 八尾市個別施設保全計画 学校施設計画	

1	—	1	—	4	民間住宅・建築物の耐震化の促進等	担当部局 建築部
取組み		○地震発生時に、民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、耐震改修に加え、建替え、除却、住替え等さまざまな取組みによる住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。 （住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○耐震化率 （令和6年3月末） ・住宅 89%（推計値） ・多数の者が利用する建築物 97%（推計値）					○耐震化率 （耐震改修促進計画での目標値） ・住宅 90%（令和7年度末） ・多数の者が利用する建築物 おおむね解消（令和7年度末）	
関連計画					八尾市耐震改修促進計画	

					担当部局
1	—	1	—	5	健康福祉部 こども若者部 建築部
取組み					【健康福祉部】 ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、高齢者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震改修等を促進する。 ○社会福祉施設等施設整備費補助金を活用し、市内の障がい福祉サービス事業所等における耐震化のための改築、老朽化による改築等を行う事業者に対して、整備費の一部を補助する。 【こども若者部】 ○地震発生時に起こりうる建物倒壊等の危険性について、在園児及び保護者等の施設利用者への安全を確保するため、耐震性に問題がないかの耐震改修状況を把握するとともに、ブロック塀への安全対策等に関する状況を把握し、必要に応じて改修等を働きかける。 【建築部】 ○地震発生時に、入院患者や入所者の安全を確保し、病院・社会福祉施設等の建物被害を軽減するため所有者等に対し、耐震化の実施を働きかける。 （住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等）
現 状					目 標
					令和7～10年度
【健康福祉部】 ○所有者において、耐震化の促進を図っている。 【こども若者部】 ○施設の耐震化への取組みに対して、進捗状況に関する時点情報の収集 ○ブロック塀への取組みに対して、進捗状況に関する時点情報の収集					【健康福祉部】 ○国・府の補助金等を活用し、本市の社会福祉施設整備方針等に基づき、優先順位をつけて補助する。 【こども若者部】 ○年度毎に最新の状況確認を進め、今後改修を要する施設や対応が必要なブロック塀の有無への状況把握を行い、必要に応じて改修等を働きかける。 【建築部】 ○可能な限り、それぞれ耐震性が不十分な建築物の所有者等に対して耐震化の実施を働きかける。
関連計画					八尾市地域防災計画 八尾市障がい福祉計画、八尾市障がい児福祉計画 八尾市高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画 八尾市耐震改修促進計画

1	—	1	—	6	道路等に面する民間ブロック塀等の安全対策	担当部局 建築部
取組み		○地震発生時における市民の生命、身体等への被害の防止および避難経路の確保を目的とし、道路や避難所に指定された公園に面する危険なブロック塀などの撤去や撤去後に軽量フェンス等に改修する工事の費用に対して補助する制度を創設し、安全対策に努めている。 (住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○補助件数 21件(令和4年度) 24件(令和5年度)					○危険なブロック塀等の所有者に対して、更なる補助制度の啓発に努め、安全対策の実施を働きかける。	
関連計画				八尾市耐震改修促進計画		

1	—	1	—	7	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局 魅力創造部 都市整備部
取組み		【魅力創造部】【都市整備部】 ○災害発生直後における、市内の指定避難所等への救命救助活動や支援物資の輸送を担う緊急交通路や避難路の通行機能を確保する。 ＜生活道路の整備＞ ・防災上、重要な避難経路となる生活道路の整備を進める。 ＜農道の整備＞ ・避難経路、輸送路として活用できる農道を整備する。 ＜都市基盤施設の老朽化対策と耐震化＞ ・社会的影響の大きな橋梁等の修繕・耐震化を進める。 【都市整備部】 ○防災・減災に資する都市計画道路を整備し、国道・府道等の幹線道路と道路ネットワークの形成に取り組む。 ○また、国や府、沿線自治体と連携し、大阪府中部広域防災拠点と広域緊急交通路である大阪中央環状線へのアクセス性向上及びリダンダンシー確保を図るため、国有地である八尾空港西側跡地を活用した道路整備を検討するとともに、中部広域防災拠点へのアクセス路ともなる府による都市計画道路八尾富田林線の整備促進、中部広域防災拠点から八尾富田林線に直結する都市計画道路八尾空港線の整備、広域緊急交通路である国道25号の代替路となる都市計画道路大阪柏原線などの整備促進に取り組む。 ○災害発生時に、電柱倒壊による道路閉塞を防止するため広域緊急交通路等に指定された路線について無電柱化を推進する。 ○広域緊急交通路の照明灯、標識、道路付属物等の適正な維持管理を行う。				
現 状		目 標				
		令和7～10年度				
【魅力創造部】 ○農道の整備 ・地元関係者との調整が整った路線より、順次、農道整備を進めている。 【都市整備部】 ○都市計画道路の整備 ・JR八尾駅前線の整備 ・久宝寺線の整備 ・久宝寺緑地線の整備 ・八尾空港線の整備 ・東大阪中央線の整備促進 ・八尾富田林線の整備促進 ・大阪柏原線の整備促進 ○国有地を活用した道路整備の検討 ○生活道路の整備 ・水路の暗渠化による道路改良や用地が確保できた路線の拡幅など、順次道路整備を進めている。 ○都市基盤施設の修繕・耐震化 ・橋梁点検、橋梁修繕 ・緊急交通路、避難路の橋梁の耐震対策済（橋長15m以上） ○広域緊急交通路等（12路線）における新設電柱の占用制限の実施。（令和5年4月）		【魅力創造部】 ○農道の整備 【都市整備部】 ○都市計画道路の整備 ○国有地を活用した道路整備の検討 ○生活道路の整備 ・交差点の安全対策の実施 ○都市基盤施設の修繕・耐震化 ・橋梁点検、橋梁修繕 ・緊急交通路、避難路の橋梁の耐震対策 ○広域緊急交通路等の照明灯、標識、道路付属物等の適正な維持管理の実施 ○無電柱化を推進する路線の検討の実施				
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市都市計画マスタープラン 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針 八尾市橋梁長寿命化修繕計画 八尾市横断歩道橋長寿命化修繕計画				

1	—	1	—	8	鉄道施設の耐震対策の促進	担当部局 都市整備部
取組み		○地震発生時に重要な移動手段となる鉄道施設の耐震対策を図るため、鉄道事業者に対し、駅舎・橋脚等の耐震補強に計画的に取り組むよう働きかけを行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○近鉄大阪線における八尾市域区間の高架橋橋脚について、近畿日本鉄道(株)により一部区間の耐震化補強工事が実施済み。 ○近畿日本鉄道(株)による橋脚の耐震工事 近鉄八尾駅～河内山本駅間の一部 (令和3年度)					○継続して駅舎・橋脚等の耐震補強に取り組むよう働きかけを行う。	
関連計画					—	

1	—	1	—	9	災害に強いすまいとまちづくり促進区域等の整備	担当部局 都市整備部
取組み		○大阪府密集市街地整備方針に基づき、災害に強いすまいとまちづくり促進区域に指定されているJR八尾駅周辺地区において、災害時に延焼遮断帯や避難路となり、防災性の向上が図れる都市計画道路JR八尾駅前線について整備を進める。 ○また、事業期間中においては、先行的に取得している事業用地を利用し、指定緊急避難場所(一時避難場所)まで円滑に避難できる経路を確保するため、地域の主要交通路にアクセスすることが出来る避難路の整備を進め、地域防災力の向上に役立てる。 ○一時避難、救援活動拠点、火災延焼の緩衝空間となる都市公園の整備を進める。また、災害時に身近な防災活動の拠点として活用できる街区公園等の整備及び防災施設(マンホールトイレ・炊き出しに使用できるかまどベンチ・応急的にテントとして使用できる四阿等)の整備を推進する。 ○公園のバリアフリー化を行うことにより、平常時、災害時における市民の安全を確保するとともに、全ての人が安全で円滑に利用できる公園の整備を推進する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○都市計画道路JR八尾駅前線の整備 ○指定緊急避難場所(一時避難場所) 公園数 74公園(令和6年3月末)					○都市計画道路JR八尾駅前線の整備 ・避難路の整備 ・用地取得による延焼遮断帯の増加 ○西弓削公園の整備	
関連計画					八尾市地域防災計画 八尾市都市計画マスタープラン	

1	—	1	—	10	地盤の液状化対策の促進	担当部局 危機管理課 建築部
取組み		【危機管理課】【建築部】 ○地震発生時に、液状化による被害を軽減するため、市内の液状化マップを「やお防災マップ(ハザードマップ)」に掲載し情報提供している。 また、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会の相談窓口を活用しつつ、国・府等のさらなる検討状況を見極め、多様な手段で情報提供を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【建築部】 ○液状化マップの情報提供 やお防災マップの改訂 (令和元年度)					【危機管理課】【建築部】 ○やお防災マップを更新し、引き続き市内の液状化マップを掲載するとともに、新たな避難情報等を盛り込み、液状化による被害の軽減に務める。 ○府とも情報共有を図りながら、大阪府建築士会、大阪府建築士事務所協会における相談窓口を活用するなど多様な手段で情報提供を行う。	
関連計画					八尾市地域防災計画	

1	—	1	—	11	災害に強い良質なマンション整備の促進	担当部局 建築部
取組み		○建物の安全性が確保され、被災時においても一定の生活維持が可能なマンションの整備や仕組みを普及させる。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○大阪府、府下市町村、関係団体等で組織する「大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム推進協議会」を通じて、管理組合に対する相談業務や情報共有を行っている。 ○八尾市マンション管理適正化推進計画を策定し、計画に基づいて管理の適正化を図るための施策を実施している。					○老朽化したマンションの円滑な建替えの促進 ○大阪府が実施している「大阪府防災力強化マンション認定制度」の普及促進 ○マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づく管理計画の認定制度の普及促進	
関連計画					八尾市マンション管理適正化推進計画	

1	—	1	—	12	防災訓練等、市民の防災意識の向上	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
取組み		【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○市民の防災意識の向上を図るため、災害発生時に市民一人ひとりが自らの命を守る行動をとるとともに、自身の安全を確保の上で地域での「共助」による防災活動にも取組めるよう、防災訓練、講演会や市ホームページなどにより啓発活動を行う。 【消防本部】 ○防火管理者講習会等を実施するとともに、施設の立入検査及び指導を行い、防災意識の向上に努め、ホームページ等による広報を実施する。 ○市民に対し、各種消防訓練や防火防災イベント等を通じて、防火防災意識の向上に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○防災訓練、防災講演、防災アドバイザーの派遣 計40回（令和5年度） ○市ホームページ等での啓発（随時） 【消防本部】 ○甲種防火管理者新規講習会の開催（年2回） ○防火対象物の立入検査及び指導 ○各種消防訓練及び防火防災イベント等の実施（防火防災フェア・市総合防災訓練・防災競技支援・文化財訓練等）					【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○ホームページ等の広報内容の充実 【消防本部】 ○甲種防火管理新規講習会の開催（年2回） ○消防法令違反対象物の是正 ○イベントの実施により、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の周知 ○各種消防訓練及び防火防災イベント等の継続実施	
関連計画					八尾市地域防災計画	

1	—	1	—	13	学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保	担当部局 危機管理課 教育委員会事務局 こども若者部
取組み		【危機管理課】【教育委員会事務局】【こども若者部】 ○災害発生時に乳幼児・児童・生徒の身体を守ることができるよう、発達段階や地域災害特性に応じた防災訓練や防災教育などの取組みを推進するとともに、自らの命を守る行動が身につけられるよう各学校園においても防災教育の充実を図り、災害発生時において児童生徒等の安全を確保するため避難体制の確立を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【教育委員会事務局】【こども若者部】 ○こども園・学校等における防災教育・避難訓練等の実施、地域と連携した避難訓練等の実施。					【危機管理課】【教育委員会事務局】【こども若者部】 ○左記現状に加え、地域災害特性に応じた防災訓練等を実施する。また、各学校園において、地域災害特性及び災害種別に応じたきめ細かい防災教育を行うとともに、災害発生時において児童生徒の安全を確保するための避難体制の構築をめざす。	
関連計画					八尾市地域防災計画 避難確保計画	

1	—	1	—	14	ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用	担当部局 危機管理課
取組み		○地震発生時に起こりうる建物倒壊や風水害時の浸水の危険性等について、住民が正確な知識・情報を持ち、的確な避難行動につなげるため、「やお防災マップ」を改訂する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○やお防災マップ (令和元年度改訂)					○令和6年度に作成予定の浸水想定区域図等のほか、新たな避難情報等を盛り込んだ「やお防災マップ」を作成する。	
関連計画				八尾市地域防災計画		

1	—	1	—	15	大規模盛土造成地マップの高度化	担当部局 建築部
---	---	---	---	----	-----------------	-------------

取組み	○大規模地震などに備え、市民に大規模盛土造成地が身近にあることを知ってもらうとともに、日頃から防災意識を持って宅地の状況に目を配り、災害の防止や被害の軽減につなげる。	
現 状	目 標	
	令和7～10年度	
○大規模盛土造成地の位置と箇所数を把握 ○八尾市大規模盛土造成地マップ （作成・公表）	○マップを活用し、所有者自ら宅地の状況の確認が進むよう普及啓発を継続 ○大規模盛土造成地の基礎資料整理	
関連計画	-	

1	—	1	—	16	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
取組み		○災害発生後に、被災者の避難生活を支援するため、避難者等の発生規模と避難所等における収容人数をあらかじめ把握し、必要な避難所指定や避難所受入れ体制を確保する。 ○安全で円滑な避難や避難者のQOL※確保等に向け、地区防災計画内の項目である「避難所運営マニュアル」の早期策定が図られるよう支援する。 ○災害発生後に要配慮者の避難生活を支援するため、福祉避難所の確保及び受入れ体制の整備を図る。 ○感染症防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営体制の確立を図る。 (注)QOL:クオリティ・オブ・ライフ(Quality of Life)。「生活の質」と訳される。 ここでは、避難所の生活の質を確保していくことを示している。				
現 状						目 標
						令和7～10年度
○指定避難所 48施設 (令和5年度末) ○福祉避難所 5施設 (令和5年度末) ○避難所運営マニュアル(全28小学校区)作成済 3小学校区 (令和5年度末) ○避難所運営基本マニュアルの策定 (令和6年度改訂)						○避難所施設の確保及び受入れ体制の充実【継続】 ○全避難所における「避難所運営マニュアル」の早期策定 ○国・府の動向を踏まえた「避難所運営基本マニュアル」の改訂
関連計画					八尾市地域防災計画	

1	—	1	—	17	防災農地の登録促進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
取組み		【危機管理課】【魅力創造部】 ○建築物の密集する都市において農地は貴重な空き地であり、防災面においても、多様な役割を持つ防災農地の登録について、これまでの経過を踏まえ、協議のうえ取組む。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【魅力創造部】 ○平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、本市においては、八尾市都市農業振興基本計画をふまえて令和3年9月に策定した。					【魅力創造部】 ○八尾市都市農業振興基本計画をふまえて、農地の多様な役割について、八尾市の特性に合致し、かつ防災に資するよう議論を深めたうえで、早期の見える化と具体の取組みを進める。	
関連計画				八尾市都市農業振興基本計画		

1	—	1	—	18	「避難行動要支援者」支援の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
取組み		【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○地域のねたきり高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備が図られるよう、「安否確認」の項目が盛り込まれた地区防災計画を早期策定し、小学校区単位での要支援者の支援体制の充実を図る。 【健康福祉部】 ○八尾市災害時要配慮者支援指針に沿って、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、地域団体及び関係機関との情報共有など、地域と連携した取組みを進める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○地区防災計画の策定 策定済 3小学校区(令和5年度末) 策定中 19小学校区(令和5年度末) 【健康福祉部】 ○八尾市避難行動要支援者支援マニュアル(令和4年度改定) ○八尾市災害時要配慮者支援指針(令和元年度策定)					【危機管理課】【人権ふれあい部】 ○地区防災計画の策定 全小学校区において、地区防災計画の策定の支援を進める。 【健康福祉部】 ○避難行動要支援者本人又は家族に対し、避難行動の実効性を高めるため、周知、啓発を進める。 ○避難行動要支援者名簿及び同意者リストの更新	
関連計画					八尾市地域防災計画 八尾市地域福祉計画	

1	—	1	—	19	細街路における緊急車両の通行確保	担当部局 都市整備部
取組み		○地区計画に位置付けられた細街路(狭あい道路)において、地区計画制度を活用し、街区内道路の整備を行い、住環境の改善と防災上重要な避難経路の確保に取り組むために、狭あい道路整備等促進事業を推進する。 ○災害発生直後における、細街路(狭あい道路)における緊急車両の通行機能を確保する。 ＜生活道路の整備＞ ・緊急車両の通行が困難な路線について、生活道路の拡幅整備を進める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○街区内道路の整備 ・南久宝寺地区 ・西高安、楽音寺地区 ・水越、千塚地区 ・跡部北の町3丁目地区 ○生活道路の整備 ・1-1-7と同様					○街区内道路の整備 ○生活道路の整備	
関連計画					八尾市地域防災計画 八尾市都市計画マスタープラン	

1	—	1	—	20	市営住宅の機能更新	担当部局 建築部
取組み		○地震等による災害時において、市営住宅の被害等を最小限に抑えるため、公営住宅等整備事業、公営住宅等ストック総合改善事業、住宅地区改良事業等を推進する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市営住宅機能更新事業計画(八尾市営住宅長寿命化計画)に基づき、市営住宅の建替・改善・維持保全等を進める。					○引き続き八尾市営住宅機能更新事業計画(八尾市営住宅長寿命化計画)に基づき、市営住宅の建替・改善・維持保全等を行う。	
関連計画					八尾市営住宅機能更新事業計画 (八尾市営住宅長寿命化計画)	

(2) 地震に伴う大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1	—	2	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

1	—	2	—	2	災害に強いすまいとまちづくり促進区域等の整備	担当部局 都市整備部
---	---	---	---	---	------------------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-9に記載

1	—	2	—	3	防火地域等の指定促進	担当部局 都市整備部
取組み		○都市の不燃化を促進するため、防火・準防火地域の指定を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○市街化区域について、防火・準防火地域を指定					○用途地域等の見直しに合わせて防火地域の指定実施	
関連計画		八尾市都市計画マスタープラン				

1	—	2	—	4	空家等対策の推進	担当部局 建築部
取組み		○管理不良な状態にある空家等が倒壊等により隣地及び道路等に被害を及ぼさないよう空家等の所有者に対し適正に管理するよう指導等を行う。 ○空家等の所有者に対し、管理不良とならないよう、啓発、セミナーや講演会を行う。 ○利活用可能な空家等を有効に活用し、若者や新婚子育て世帯等の移住・定住を促進する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○中古住宅マイホーム取得補助金等 15件(令和5年度)					○中古住宅マイホーム取得補助金等 年間30件(年間)	
関連計画		八尾市空家等対策計画				

1	—	2	—	5	緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進	担当部局 危機管理課 消防本部
取組み		【危機管理課】 ○災害発生の規模やその種別等によっては、広域消防応援による消防活動が必要となることから、受援に関する計画を策定し、迅速な情報連絡体制の確立を図るとともに、受入れ体制の整備に努める。 【消防本部】 ○緊急消防援助隊受入れにあっては府内代表消防機関である大阪市消防局や東ブロック幹事消防本部である枚方寝屋川消防組合消防本部との密接な連携により、その受入体制の確保に万全を期す。 ○消防の広域化及び他都市との消防の連携・協力についての可能性を検討し、実現性と実施効果の高いものを選択しながら事業の展開を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○八尾市災害受援・応援計画 （令和2年3月策定） 【消防本部】 ○八尾市の緊急消防援助隊登録隊数 7 隊（大阪府登録隊数 327 隊） （令和6年） ○緊急消防援助隊受援計画 （平成30年4月策定） ○消防の連携・協力の実施 （救急安心センターおおさかの共同運営・ 消防用ヘリコプターの共同運営）					【危機管理課】 ○八尾市災害受援・応援計画 適切な運用、充実強化 【消防本部】 ○緊急消防援助隊受援計画の更新 ○東ブロック緊急消防援助隊受援訓練実施 ○消防の連携・協力の推進 ○大阪府消防広域化推進計画に関する検討	
関連計画					八尾市地域防災計画 八尾市災害受援・応援計画	

1	—	2	—	6	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	担当部局 人権ふれあい部 消防本部
取組み		【人権ふれあい部】【消防本部】 ○高齢化の進む消防団への青年層の入団を促進するとともに、女性分団の活動を拡充させる。 ○消防団の機能強化を図るため消防団施設等の整備や装備、訓練、処遇等を充実させる。 ○消防団活動のPRや消防団に対する市民理解の促進と住民・自主防災組織等との連携強化に向けた取組みを進める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【人権ふれあい部】【消防本部】 ○八尾市消防団(1本部11分団22分隊) 消防団員 290名 (内、女性団員 10名) 機械器具置場 22箇所 消防団車両 26台 (令和6年)					【人権ふれあい部】【消防本部】 ○機械器具置場の建替え (老朽化による建替え時に機能更新) ○団車両の更新 ○資機材の拡充 ○女性団員の増員	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市消防団活性化総合計画				

					担当部局	
1	—	2	—	7	消防用水の確保	消防本部 魅力創造部 都市整備部
取組み		【消防本部】 ○災害発生時における、火災による被害を軽減するため、消防用水及び消火活動用資機材(ポンプセット)を整備する。 【魅力創造部】 ○消防用水として使用されているため池の適正管理を行う。 【都市整備部】 ○消防用水確保用の転倒ゲートの適正管理を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【消防本部】 ○市内耐震性防火水槽の整備 65基(100 t)(令和5年度末) ○消火活動用資機材(ポンプセット)の整備 99箇所(令和5年度末) 【魅力創造部】 ○水防ため池の適正管理 定期点検(年1回) 【都市整備部】 ○転倒ゲートの適正管理 ・長瀬川(4箇所) 玉串川(6箇所)					【消防本部】 ○既存の防火水槽の破損等に対して随時修繕 ○既存消火活動用資機材(ポンプセット)の維持管理 【魅力創造部】 ○水防ため池の適正管理 【都市整備部】 ○転倒ゲートの適正管理	
関連計画		八尾市都市基盤施設維持管理基本方針				

1	—	2	—	8	防災訓練等、市民の防災意識の向上	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	------------------	----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-12に記載

1	—	2	—	9	ハザードマップ等の作成(改訂)支援・活用	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	----------------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-14に記載

1	—	2	—	10	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	----	----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-16に記載

1	—	2	—	11	防災農地の登録促進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	----	-----------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-17に記載

1	—	2	—	12	「避難行動要支援者」支援の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	----	-----------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-18に記載

1	—	2	—	13	細街路における緊急車両の通行確保	担当部局 都市整備部
---	---	---	---	----	------------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-19に記載

1	—	2	—	14	文化財の防火対策	担当部局 魅力創造部 消防本部
取組み		【魅力創造部】【消防本部】 ○文化財の火災発生を未然に防ぐとともに、文化財を火災から守るため、文化財所有者等への啓発と防火設備の設置等を進める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【魅力創造部】【消防本部】 ○文化財所有者等への文化財防火ポスターの配布 ○文化財防火デーに合わせて、文化財の防火設備等を確認するとともに、防火訓練を実施					【魅力創造部】【消防本部】 ○文化財所有者に対し文化財の防火・防災の必要性を周知するとともに、必要な防火設備の設置等を指導する。	
関連計画				八尾市文化財保存活用地域計画		

1	—	2	—	15	迅速な道路啓開の実施	担当部局 危機管理課 都市整備部
取組み		【危機管理課】【都市整備部】 ○地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制を構築する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【都市整備部】 ○八尾市防災協力事業者との協議					【危機管理課】【都市整備部】 ○協力事業者と訓練の実施 【都市整備部】 ○資機材の適正な管理 ○災害時における緊急交通路等の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書の締結	
関連計画		八尾市地域防災計画				

1	—	2	—	16	災害廃棄物の適正処理	担当部局 環境部
取組み		○災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法・ルール等についての市民の理解が重要であることから、災害時のごみの排出ルール(分別方法、便乗ごみの排出禁止)等の情報について、市民に対して、平常時においても周知を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市災害廃棄物処理計画を策定 (令和2年3月)					○最新の情報に合わせて、都度、八尾市災害廃棄物処理計画の改定を行う。 ○災害時におけるごみの出し方についてホームページ、チラシ等を作成し、市民向けに情報提供を行う。	
関連計画		八尾市災害廃棄物処理計画				

(3) 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

1	—	3	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

1	—	3	—	2	治水対策	担当部局 都市整備部 下水道部
取組み		【都市整備部】 ○大型台風の接近や集中豪雨等による、河川の氾濫や浸水被害から、市民の生命・財産を守るため、寝屋川流域における総合的な治水対策に取り組む。 ＜寝屋川流域における総合的な治水対策＞ ・雨水流出のピークカットを図る流域対策として、校庭貯留や、ため池を活用した治水対策を推進する。 ＜東部山麓13河川の治水対策＞ ・東部山麓の雨水が恩智川（一級河川）へ流入する主要な13河川について、雨水排水の能力アップや、老朽護岸の改修を図る取組みを進める。 ○河川及び貯留施設の適正管理に努める。 【下水道部】 ○下水道は、10年に1回程度の降雨を対象として、下水道施設の整備を推進し、維持管理を図る。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【都市整備部】 ○寝屋川流域における総合的な治水対策 ・流域対策（流域貯留施設）八尾市域分 80.5%（30.9/38.5万m3） （令和6年3月末） ・校庭貯留（小・中・義務教育学校） 97.6%（41/42校） （令和6年3月末） ・ため池貯留 4 池 （令和6年3月末） ○八尾市東部山麓13河川整備計画 （令和7年3月策定） ○主要河川及び貯留施設の点検 【下水道部】 ○下水道による都市浸水対策達成率（%） ＝（都市浸水対策整備完了面積）／ （都市浸水対策整備対象面積） ＝ 92.2% （令和6年3月末）					【都市整備部】 ○寝屋川流域における総合的な治水対策 ○八尾市東部山麓13河川整備計画に基づく計画的な治水対策の推進 ○点検の継続 【下水道部】 ○下水道は、10年に1回程度の降雨を対象として、下水道施設の整備を推進し、維持管理を図る。	
関連計画		寝屋川流域水害対策計画 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針 八尾市公共下水道整備事業 八尾市東部山麓13河川整備計画				

1					—					3					—					3					都市基盤施設の老朽化対策										担当部局 都市整備部 下水道部									
取組み										【都市整備部】 ○道路、橋梁、河川、公園、下水道等の都市基盤施設について、「八尾市都市基盤施設維持管理基本方針」に基づき、計画的な維持管理を進めていく。 ○災害発生時の防災拠点や指定緊急避難場所（一時避難場所）として、安全・確実に活用できるよう公園の各種施設について適切な更新・維持管理を図る。 【下水道部】 ○昭和35年度に下水道事業に着手し、昭和の終わりから平成の初めにかけて一気に整備を進めた施設の本格的な更新時期を迎えることとなり、その対策が急務であることから、八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）等の計画を策定し、計画的な施設の改築更新を進めるとともに、効率的な維持管理を実施する。																																		
現 状															目 標																													
															令和7～10年度																													
【都市整備部】 ○八尾市橋梁長寿命化修繕計画、 八尾市横断歩道橋長寿命化修繕計画 （令和7年3月策定） ○パトロールの実施 ○指定緊急避難場所（一時避難場所）に位置づけられた公園について、定期的な施設点検を実施し、適切な維持管理を実施。 ○維持管理計画の策定 【下水道部】 ○下水道長寿命化計画 （平成24年度策定） 対象（八尾・久宝寺・久宝園排水区） ○八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針） （平成29年度策定） 対象（全排水区）															【都市整備部】 ○個別施設計画に基づく計画的な維持管理 																													

1	—	3	—	4	ため池防災・減災対策の推進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
取組み		【魅力創造部】 ○農業用水の供給機能を保全するため、農業用ため池の届け出支援を大阪府に協力して取組む。 【危機管理課】【魅力創造部】 ○自然災害から市民の生命、財産を守るため、ため池や水路などの農業用施設の防災・減災対策を推進する。 ○「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、水防ため池の耐震診断を実施し、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を実施する。 ○ソフト対策として、ため池ハザードマップを作成し、住民周知及び活用を働きかける。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【魅力創造部】 ○農業用ため池の設置又は廃止届出の支援を実施。 ○耐震診断の実施 ・23池/35池（令和6年5月時点） 【危機管理課】 ○ため池ハザードマップの作成 （令和3年2月）					【魅力創造部】 ○農業用ため池の設置又は廃止届出の支援を実施。	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市都市基盤施設維持管理基本方針				

1	—	3	—	5	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	担当部局 消防本部 都市整備部
取組み		【消防本部】 ○風水害への対応をはじめ、地域の防災に大きな役割を果たしている水防団が水防活動を円滑に行えるよう、資機材の充実を図るなど、水防団組織の活動強化を支援する。 【都市整備部】 ○大和川右岸水防事務組合・恩智川水防事務組合への活動支援を行う。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【消防本部】【都市整備部】 ○恩智川水防事務組合 793名（令和6年） 八尾市消防団 290名（令和6年） ○大和川右岸水防事務組合 1,552名（令和6年） ○水防訓練の実施2回（令和6年度） 4月 恩智川水防訓練					【消防本部】【都市整備部】 ○大和川右岸水防事務組合・恩智川水防事務組合への活動支援	
関連計画		八尾市地域防災計画 恩智川水防事務組合水防計画 大和川右岸水防事務組合水防計画				

1	—	3	—	6	豪雨時の冠水対策	担当部局 都市整備部 下水道部
取組み		【都市整備部】 ○大雨時のアンダーパス部における道路冠水対策として、車道部の冠水危険箇所4箇所を近畿地方整備局ホームページ上に公開している。 ○道路排水施設の適正な維持管理を実施する。 【下水道部】 ○下水道施設について、日常的な維持管理を着実に実践するとともに、予防保全を中心とした計画的な維持管理を推進する。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【都市整備部】 ○道路冠水警戒システム等の設置 3 個所（令和5年度末） ○道路冠水モニタリングシステムの設置 4 個所（令和4年度） ○ポンプ設置 3 0 個所（5 3 基） （内、地下道） 4 個所（ 6 基） （令和5年度末） 【下水道部】 ○八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）の策定（平成29年度） 対象（全排水区）					【都市整備部】 ○情報公開の継続 ○ポンプ施設の計画的な更新及び適正管理 【下水道部】 ○八尾市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき下水道施設の点検・調査を実施し、必要に応じて清掃を実施する。	
関連計画		八尾市都市基盤施設維持管理基本方針 八尾市公共下水道ストックマネジメント計画（実施方針）				

1	—	3	—	7	防災訓練等、市民の防災意識の向上	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	------------------	----------------------------------

（再掲）※取組み内容等は1-1-12に記載

1	—	3	—	8	学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保	担当部局 危機管理課 教育委員会事務局 こども若者部
---	---	---	---	---	------------------------	-------------------------------------

（再掲）※取組み内容等は1-1-13に記載

1	—	3	—	9	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	----------------	---------------

（再掲）※取組み内容等は1-1-16に記載

1	—	3	—	10	防災農地の登録促進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	----	-----------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-17に記載

1	—	3	—	11	「避難行動要支援者」支援の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	----	-----------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-18に記載

1	—	3	—	12	メディアとの連携	担当部局 危機管理課 政策企画部
取組み		【危機管理課】【政策企画部】 ○災害発生時に、あらゆる情報を迅速かつ的確に収集し、市民に的確に伝えるため、メディアとの連携体制の充実を図る。 ○災害時に、メディアと連携して総合的な災害情報を提供できるよう、連携体制・設備等の整備・充実を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【政策企画部】 ○Lアラート等を通じた連携体制を確保。 ○株式会社ジェイコムウエストと災害発生時の緊急放送に関する協定を締結。					【危機管理課】【政策企画部】 ○情報収集・共有・伝達システムの的確な運用及び必要な情報の点検・充実 ○ケーブルテレビをはじめとするメディアとの情報伝達を確実にを行うために、体制・設備等の整備・充実を図る。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

1	—	3	—	13	市民への広報体制の整備・充実	担当部局 危機管理課 政策企画部
取組み		【危機管理課】【政策企画部】 ○災害発生時に正しい情報を迅速に発信するため、平時より情報発信の事前シミュレーションを行うなど迅速かつ正確な情報発信に取り組むとともに、災害発生後、市民が必要とする情報を伝えるためプレスセンターを開設するなど各関係機関と協力・連携体制を強化し、広報体制の充実を図る。 ○広報体制・設備等の整備・充実を図るとともに、多様な広報手段の確保に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【政策企画部】 ○多様な災害情報伝達手段の活用 ・防災行政無線（戸別受信機を含む） ・緊急速報メール、エリアメール ・Lアラート（災害情報共有システム） ・インターネット（市ホームページ） ・地図情報サービス「やおデジマップ」 ・生活応援アプリ「やおっぷ」 ・臨時災害放送局 ・ケーブルテレビ ・広報車 ・SNS					【危機管理課】【政策企画部】 ○多様な災害情報伝達手段の確保 ○すべての市民が防災情報を正しく迅速に取得できるよう、広報体制・設備等の整備・充実を図る。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

1					—					3					—					14					外国人に対する情報発信の充実										担当部局 危機管理課 人権ふれあい部									
取組み										【危機管理課】 ○災害発生時、外国人の安全を確保するため、外国人に分かりやすいハザードマップ・市ホームページなどの多言語化等の充実を図る。 【人権ふれあい部】 ○災害時多言語支援センターを設置する。 ○外国語により相談できる相談窓口を市内3箇所に設置する。 ○SNSを活用した多言語情報発信に努める。 (週2回、ベトナム語・中国語・英語)																																		
現 状															目 標 令和7～10年度																													
【危機管理課】 ○ハザードマップの多言語化 (令和元年改訂) 【人権ふれあい部】 ○日本語でのコミュニケーションが取りづらい外国人市民へ、八尾市国際交流センターや民間団体が日本語学習を支援 ○外国語により日常生活に関する相談が出来る相談窓口を市内3箇所に開設 ○災害時に外国人に対する支援が適切に行える体制整備に努めている。 ○外国人市民が必要とする情報を、SNS等を活用して入手できるよう努めている。															【危機管理課】 ○ハザードマップや防災パンフレットなどの多言語版を作成。 【人権ふれあい部】 ○外国人相談事業・外国人への情報発信事業の継続実施 ○災害時多言語支援センター運用の更なる充実強化を図るため、マニュアルや訓練等の充実に努める。																													
関連計画										八尾市地域防災計画 八尾市多文化共生推進計画																																		

1	—	3	—	15	的確な避難勧告等の判断・伝達	担当部局 危機管理課
取組み		○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域の住民に対して避難情報の発令を行い、安全な場所に避難させるなど人命の被害の軽減を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○関係機関との情報交換の実施 ○防災行政無線同報系電話応答装置の導入 ○防災情報メールや防災行政無線（同報系）による情報伝達訓練の実施					○災害情報伝達システムの導入 ○情報通信技術を活用した伝達手段の多様化を推進 ○避難の伝達方法を含めた訓練の充実 ○内閣府「避難情報に関するガイドライン」や、浸水想定区域図、設定水位を確認するなど、避難情報の発令基準や対象区域の確認・改善	
関連計画		八尾市地域防災計画				

1	—	3	—	16	社会福祉施設の避難体制の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部 こども若者部
取組み		【危機管理課】 ○社会福祉施設の施設管理者に対し、災害時に利用者、児童等を安全に避難誘導するように働きかける。 【健康福祉部】 ○水防法に基づき、要配慮者が利用する施設の所有者または管理者に対して、浸水想定区域内および土砂災害警戒区域内における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」を作成するよう働きかける。 【こども若者部】 ○大規模地震や災害発生時に在園児及び保護者等の施設利用者への安全を確保するため、避難計画等の策定や、避難誘導及び保護者への引き渡しを迅速かつ的確に行える体制づくりが適切に行われているかの確認等に取り組む。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【危機管理課】 ○社会福祉施設における防災講座等の開催 ○防災マニュアルの策定等に対する支援 ○水防法等で義務付けられる避難確保計画の作成支援、訓練実施の支援 【健康福祉部】 ○避難確保計画 策定施設411施設（健康福祉部所管） （令和6年3月末） 【こども若者部】 ○危機管理マニュアルの策定 ○避難・消防訓練の実施 避難経路の確認や消火訓練等の実施状況等、各施設において必要な体制づくりに取り組んでいる。					【危機管理課】 ○左記現状を充実させ、災害時における利用者の安全確保をはじめとした防災意識の普及啓発の実施 【健康福祉部】 ○社会福祉施設等に対し、「避難確保計画」の作成と訓練実施を働きかける。 【こども若者部】 ○実地指導により、訓練の実施やマニュアルの作成状況を随時確認し、必要に応じて指導を行い、改善に取り組んでいく。	
関連計画		八尾市地域防災計画 避難確保計画				

1	—	3	—	17	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	----	---------------------	--

（再掲）※取組み内容等は1-1-2に記載

(4) 大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

1	—	4	—	1	土砂災害対策	担当部局 危機管理課 都市整備部
取組み		【危機管理課】【都市整備部】 ○当該住宅の所有者に対し、土砂災害に対する危険性や補助制度の内容について周知を行う。 ○土砂災害危険個所のパトロールを行う。 【危機管理課】 ○土砂災害危険エリアにおける防災行政無線の音達範囲の拡大を図る。 【都市整備部】 ○土砂災害により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転及び補強対策に対し、費用の一部を補助するための制度を確立する。 ○大阪府と連携し、国に対して補助制度の拡充について要望を行う。				
現 状						目 標
						令和7～10年度
【危機管理課】【都市整備部】 ○当該住宅を個別訪問し、土砂災害の危険性や補助制度の周知に努めた。 （令和6年度） ○土砂災害危険個所のパトロール。 （大阪府・八尾市） ○国・府において、補助金額が拡充されたため、要綱改正を行った。 （令和6年度） 【危機管理課】 ○土砂災害エリア、大和川氾濫危険エリアを優先的に防災行政無線の音達範囲の拡大を図った。						【危機管理課】【都市整備部】 ○当該住宅の所有者に対する土砂災害の危険性、補助制度の周知を行う。 ○大阪府と連携し、国に対して更なる補助制度の拡充について要望を行う。 【危機管理課】 ○市全域の防災行政無線の音達範囲の拡大を図っていく。
関連計画		八尾市地域防災計画				

1	—	4	—	2	森林等の保全	担当部局 魅力創造部 都市整備部
取組み		【魅力創造部】 ○公図や土地登記簿情報等を利用し、森林状況の的確な把握に資する有用な参考図を作成する。 ○森林整備実施計画により森林整備・保全を行う。 【魅力創造部】【都市整備部】 ○森林等（ハイキング道）の荒廃を防ぐため、ハイキング道における危険木の撤去、整備やボランティアによる保全活動を支援する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【魅力創造部】 ○大阪府において、令和4年度に実施した八尾市域の航空レーザ計測を用いて、令和5年度に森林筆界候補図を作成した。 また、森林整備・保全の方針を定めることを目的に森林整備実施計画を策定した。 【魅力創造部】【都市整備部】 ○年1回のハイキング道のパトロール ○ハイキング道の利用者からの連絡による、危険木の剪定、撤去 ○ボランティアによる下草刈り					【魅力創造部】 ○令和8年度から支障木撤去の補助金による支援を行う。 【魅力創造部】【都市整備部】 ○ハイキング道の点検、パトロール	
関連計画		八尾市森林整備計画				

1	—	4	—	3	防災訓練等、市民の防災意識の向上	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	------------------	----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-12に記載

1	—	4	—	4	学校園における防災教育の徹底と避難体制の確保	担当部局 危機管理課 教育委員会事務局 こども若者部
---	---	---	---	---	------------------------	-------------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-13に記載

1	—	4	—	5	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-16に記載

1	—	4	—	6	「避難行動要支援者」支援の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-----------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-18に記載

1	—	4	—	7	メディアとの連携	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-12に記載

1	—	4	—	8	市民への広報体制の整備・充実	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-13に記載

1	—	4	—	9	外国人に対する情報発信の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	----------------	--------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-14に記載

1	—	4	—	10	的確な避難勧告等の判断・伝達	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	----	----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-15に記載

1	—	4	—	11	社会福祉施設の避難体制の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部 こども若者部
---	---	---	---	----	----------------	----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-16に記載

1	—	4	—	12	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	----	---------------------	---

(再掲)※取組み内容等は1-1-2に記載

1	—	4	—	13	都市基盤施設の老朽化対策	担当部局 都市整備部 下水道部
---	---	---	---	----	--------------	-----------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-3に記載

1	—	4	—	14	治水対策	担当部局 都市整備部 下水道部
---	---	---	---	----	------	-----------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-2に記載

1	—	4	—	15	下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保	担当部局 下水道部
取組み		○災害発生後における、下水道施設の早期機能確保に向けた八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)について、定期的な点検を実施し、現計画の改定を行う。 ○管渠の改築更新にあわせ、耐震化を推進する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市下水道事業業務継続計画 (下水道BCP)(令和6年4月改定)					○八尾市下水道事業業務継続計画 (下水道BCP)の定期的な改定 ○管渠の改築更新に合わせた耐震化	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)				

1	—	4	—	16	ため池防災・減災対策の推進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	----	---------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-4に記載

1	—	4	—	17	広域避難計画の検討	担当部局 危機管理課
取組み		○災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、八尾市外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○広域一時滞在への対応					○広域避難計画の検討	
関連計画		八尾市地域防災計画				

1	—	4	—	18	長期湛水の早期解消	担当部局 危機管理課 都市整備部 下水道部
取組み		【危機管理課】【都市整備部】 ○河川堤防からの越水や破堤等(外水氾濫)による長期湛水に備え破堤箇所の仮締切やポンプによる排水等、早急な復旧策についての検討を進める。 ○内水排除施設が洪水浸水後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努める。 ○地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制構築に努める。 【下水道部】 ○災害発生後における、下水道施設の早期機能確保に向けた八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)について、定期的な点検を実施し、現計画の改定を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【都市整備部】 ○堤からの溢水による長期湛水について、国・府などの関係機関との連携による早急な復旧策、対応手順の検討。 ○八尾市防災協力事業者との協議 【都市整備部】 ○資機材の適正管理 【下水道部】 ○八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)(令和6年4月改定)					【危機管理課】【都市整備部】 ○溢水による長期湛水に関する早期な復旧策、対応手順の確認・改善 ○協力事業者と訓練の実施 【都市整備部】 ○資機材の適正管理 【下水道部】 ○八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)の定期的な改定	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市下水道事業業務継続計画(下水道BCP)				

1	—	4	—	19	流出堆積した流木・土砂の早期撤去	担当部局 危機管理課 都市整備部
取組み		【危機管理課】【都市整備部】 ○地域防災計画に記載されている協力事業者との連携及び体制構築に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【都市整備部】 ○八尾市防災協力事業者との協議					【危機管理課】【都市整備部】 ○協力事業者と訓練の実施 【都市整備部】 ○資機材の適正管理	
関連計画		—				

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(1) 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

2	—	1	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	--

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

2	—	1	—	2	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	---------------------	--

(再掲)※取組み内容等は1-1-2に記載

2	—	1	—	3	緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進	担当部局 危機管理課 消防本部
---	---	---	---	---	----------------------	------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-2-5に記載

2	—	1	—	4	消防体制の充実強化	担当部局 消防本部
取組み		○人員、車両(各種資機材含む)等の充実を計画的に行い、複雑多様化する災害や増加する救急事案等に的確に対応すべく消防体制(常備消防力)の充実と強化を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○高度救助隊発足 (平成30年度) ○NBC資機材整備 (平成31年度) ○各種災害対応資機材の整備 ○消防車両の整備 ○救急隊増隊(デイトム) (令和3年度)					○救急隊を増隊するなど人員体制の強化を図る。 ○車両を計画的に更新・増強する。 ○車両等の更新時に性能・機能強化を図る。 ○災害活動用資機材を計画的に整備する。	
関連計画		—				

2	—	1	—	5	地域防災力強化に向けた消防団の活動強化	担当部局 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	---------------------	-------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-2-6に記載

2	—	1	—	6	地域防災力強化に向けた水防団組織の活動強化	担当部局 消防本部 都市整備部
---	---	---	---	---	-----------------------	-----------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-5に記載

2	—	1	—	7	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	------------------------	----------------------------------

取組み	【危機管理課】 ○自主防災組織の結成を促進する。 ○災害発生時に自主防災組織が活動できるよう、資器材等を交付する。 ○自主防災組織の中核となる人材(防災リーダー)の育成に努める。 【消防本部】 ○市民及び地域の自主防災組織に対し、災害発生時の備え等の指導に努める。 ○各種訓練への参加を促進し、防火防災意識の高揚に努める。					
-----	--	--	--	--	--	--

現 状		目 標	
		令和7～10年度	
【危機管理課】【人権ふれあい部】 【消防本部】 ○校区まちづくり協議会への防災リーダー育成研修会支援 ○校区まちづくり協議会としての訓練実施の促進 【危機管理課】 ○自主防災組織結成促進 ○防災資機材・備蓄物資等の交付 ○女性や若い世代などの参画を踏まえた防災リーダーの育成 ○防災士の地域防災体制への参画の促進 【消防本部】 ○防災訓練等の実施 ○自主防災組織訓練時の支援実施 ○防災リーダー養成講習開催 ○消防団、防災協力事業所との合同訓練等連携促進		【危機管理課】【人権ふれあい部】 【消防本部】 ○校区まちづくり協議会としての訓練実施の促進 ○若い世代や女性への参加を働きかけ、訓練参加者の活性化を図る。 【危機管理課】 ○左記の取組みの継続的な実施 【消防本部】 ○防災リーダーを養成し、自立型訓練の実施を促進 ○消火活動用資機材(ポンプセット)を活用した訓練の指導 ○自主防災組織活動支援用資機材の整備	
関連計画		八尾市地域防災計画	

2	—	1	—	8	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局
						魅力創造部 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

2	—	1	—	9	迅速な道路啓開の実施	担当部局
						危機管理課 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

2	—	1	—	10	連続立体交差事業の推進	担当部局 都市整備部
取組み		○鉄道線路の高架化等により、踏切事故や交通渋滞の解消による円滑な交通機能の確保に努めるとともに、新たな緊急交通路や避難路の確保、側道の整備による延焼遮断帯機能の強化に取り組む。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○連続立体交差事業の検討					○連続立体交差事業の検討	
関連計画		八尾市都市計画マスタープラン				

(2) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2	—	2	—	1	病院・社会福祉施設の耐震化の促進	担当部局 健康福祉部 こども若者部 建築部
---	---	---	---	---	------------------	---------------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-5に記載

2	—	2	—	2	災害医療体制の整備	担当部局 健康福祉部 市立病院
---	---	---	---	---	-----------	------------------------------

取組み	【健康福祉部】 ○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握し、速やかに大阪府等の関係機関及び市民に提供するための情報収集・伝達体制の充実を図る。また、適切な医療が提供できるよう、医療救護所の設置、医療救護班の円滑な受入れ体制、コーディネート機能等を整備する。				
	【市立病院】 ○非常時に円滑な対応が可能となるよう、市災害医療センターとしての機能を充実させるため、資器材の整備、備蓄物資の購入等を図り、訓練等により対応力の向上に努めている。 ○災害発生時の対応に備えて、平常時から、市災害医療センターとしての役割を果たすために、市保健所等との連携を図っている。				

現 状		目 標
		令和7～10年度
【健康福祉部】 ○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)等を用いて、医療機関の被災状況や患者受け入れ情報を一元的に把握できるよう訓練を実施している。		【健康福祉部】 ○医療救護所の整備 ○医療救護班の円滑な受入れ体制やコーディネート機能の整備
【市立病院】 ○八尾市立病院防災マニュアルの改訂(令和2年12月) ○備蓄物資・設備(医薬品・診療材料・患者用給食備蓄:3日程度、非常用電源:3日程度) ○八尾市立病院における避難確保計画の策定(令和2年3月) ○防災マニュアルに基づく、SPCと連携したトリアージ・応急救護訓練等の実施 ○市災害医療センター班マニュアルの改訂(令和5年3月)		【市立病院】 ○市災害医療センターとしての機能を充実させるための設備の点検・整備、資器材の整備 ○備蓄物資の購入・管理・更新 ○危険物対策(火気・医療ガス・放射線設備等点検) ○大規模災害を想定したトリアージ訓練等による職員の対応力の向上 ○災害発生時における市災害医療センターとしての医療提供のための市保健所との連携強化
関連計画	八尾市地域防災計画	

2	—	2	—	3	医薬品、医療用資器材の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部
取組み		【危機管理課】 ○災害時多数の負傷者の発生にも十分対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関においては通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達できるよう関係団体と協定締結に努める。				
		【健康福祉部】 ○大阪府・医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係機関と連携し、災害発生後の安定した医薬品、医療用資器材の確保体制を整備する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○協定締結事業者との連携 【健康福祉部】 ○医療用資器材を確保するため、大阪府と協議を行う予定である。					【危機管理課】 ○協定締結事業者との平時からの協力体制の構築 【健康福祉部】 ○大阪府との協議の実施 ○医師会・歯科医師会・薬剤師会との協議の実施 ○医薬品、医療用資器材の確保体制の整備	
					関連計画	

2	—	2	—	4	医療施設の避難体制の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部
取組み		【危機管理課】 ○災害発生時に、医療施設の入所者・入院患者・施設利用者等が、安全に迅速に避難できるよう、地域特性を考慮した災害対策マニュアルの作成と避難訓練のさらなる充実等を医療施設に働きかける。 【健康福祉部】 ○災害対策マニュアル策定の促進及び同マニュアルに基づく訓練を実施する。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【危機管理課】 ○訓練実施の促進 【健康福祉部】 ○市内全11病院において、災害対策マニュアルが作成されており、避難訓練が実施されている。					【危機管理課】 ○災害対策マニュアル策定の促進及び同マニュアルに基づく訓練の実施 【健康福祉部】 ○市内全11病院における災害対策マニュアルと避難訓練の充実	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	2	—	5	救急救命士の養成・能力向上	担当部局 消防本部
取組み		○救急業務の高度化や救命率の向上のため、救急救命士の教育体制の充実、メディカルコントロール体制を充実強化し、救急救命士の能力向上を図り、また、救急車に救急救命士の常時複数乗車を確保するため、継続的に救急救命士を養成し救急体制を強化する。				
現 状						目 標 令和7～10年度
○救急隊員・救急救命士の計画的養成と技術の向上 ○救急活動資器材の整備 ○救急業務の高度化 ○指導的救急救命士の養成 ○救命士処置拡大認定救命士の養成 ○救急業務の見直し及び救急体制強化の検討						○大阪市消防局高度専門教育訓練センター及び財団法人救急振興財団に対して、年間養成派遣数を確保し、継続的に救急救命士を養成する。 ○救命救急技術向上のため、各救急隊において訓練人形や各資器材を使用した現場想定訓練を実施する。 ○救急救命士の病院研修等を計画的に派遣する。
関連計画		—				

2	—	2	—	6	消防体制の充実強化	担当部局
						消防本部

(再掲)※取組み内容等は2-1-4に記載

2	—	2	—	7	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局
						魅力創造部 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

2	—	2	—	8	迅速な道路啓開の実施	担当部局
						危機管理課 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

2	—	2	—	9	連続立体交差事業の推進	担当部局
						都市整備部

(再掲)※取組み内容等は2-1-10に記載

(3) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

2	—	3	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

2	—	3	—	2	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-16に記載

2	—	3	—	3	福祉避難所の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部
---	---	---	---	---	----------	------------------------

取組み	【危機管理課】【健康福祉部】 ○福祉避難所の資器材等の整備や充実強化を進めるとともに、要配慮者の特性に応じた開設・運営マニュアルの整備及び開設・運営訓練を実施する。 ○災害時要配慮者を臨時的に保護するために、二次的な避難所として福祉避難所の指定を進めるとともに、災害時要配慮者の多様な特性に応じた設備等の機能充実を図る。 ○民間社会福祉施設との間であらかじめ協定を締結するなど、臨時的な福祉避難所の確保に努める。					
-----	--	--	--	--	--	--

現 状			目 標		
			令和7～10年度		

【危機管理課】【健康福祉部】 ○福祉避難所 5施設 (令和6年度末) ○臨時福祉避難所 36施設 (令和6年度末) ○土砂災害発生時(発生の恐れがある場合)における臨時福祉避難所の開設・運営マニュアルの策定			【危機管理課】【健康福祉部】 ○福祉避難所における福祉用具・機材等の充実 ○福祉避難所の運営体制の構築 ○福祉避難所の開設・運営マニュアルの策定・運営訓練の実施 ○福祉施設等との協定締結等による福祉避難所の確保 ○臨時福祉避難所の開設・運営訓練の実施 ○臨時福祉避難所の確保		
---	--	--	--	--	--

関連計画	八尾市地域防災計画 八尾市地域福祉計画				
------	------------------------	--	--	--	--

2	—	3	—	4	災害時における福祉専門職等(災害派遣福祉チーム等)の確保及び体制の充実・強化	担当部局 危機管理課 健康福祉部
取組み		【危機管理課】 ○活動の拠点となる福祉避難所の確保・運営体制の整備及び福祉用具・備蓄資器材の充実強化を図る。 【健康福祉部】 ○大阪府災害派遣福祉チーム設置運営要綱に基づき、大阪DWAT本部へ福祉専門職のチーム派遣依頼を行い、指定避難所において、災害時要配慮者に対し、福祉避難所等への誘導のためのスクリーニング等の体制を確立する。 (注)DWAT: (Disaster Welfare Assistance Team) 災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子ども等)に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職で構成するチーム				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○福祉避難所の確保・運営体制の整備及び福祉用具・備蓄資器材の整備。 【健康福祉部】 ○平成30年度より大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議に参加し、情報共有を図っている。					【危機管理課】 ○福祉避難所の確保・運営体制の整備及び福祉用具・備蓄資器材の充実強化。 【健康福祉部】 ○今後も大阪府災害福祉広域支援ネットワーク会議に参加し、大阪府との連携を強化する。 ○大阪府との連携を前提とした受援計画をもとに、チーム派遣の訓練を行う。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	3	—	5	被災者の巡回健康相談等の実施	担当部局 健康福祉部
取組み		○被災者の心身の健康管理のため、巡回健康相談を実施する。保健所と連携して状況の把握を行い、各避難所に健康相談窓口を開設する。巡回実施状況を取りまとめ、相談内容を一般化して、市民への健康維持啓発を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○地区担当制の確立					○巡回体制の決定・充実 ○必要物品の備蓄	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	3	—	6	被災者のこころのケアの実施	担当部局 健康福祉部
取組み		○大阪府からDPATの応援を受け災害時に精神保健医療スタッフの体制を整備するとともに、こころの健康相談所を開設し、被災者のこころのケアを図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○啓発冊子の準備					○こころのケア活動を円滑にするための資料を準備・作成	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	3	—	7	被災時における被災児童生徒へのこころのケアの実施	担当部局 教育委員会事務局 こども若者部
取組み		【教育委員会事務局】 ○被災により心理的に不安定な状態にある児童生徒に対する相談に対応する。 【こども若者部】 ○子どもと子育てに関すること等の相談窓口として、関係機関と連携し必要な支援を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【教育委員会事務局】 ○心理士等の専門家を活用しながら、不安定な状態にある児童生徒に対し、それぞれの状況に応じて課題の解決を図るとともに、不安定な状態に陥らないよう未然防止に向けた助言を行う。 【こども若者部】 ○子どもと子育てに関すること等の相談窓口として、関係機関と連携し必要な支援を行う。					【教育委員会事務局】 ○被災した児童生徒が心理的に安定した生活を送り、安心して学びに向かうことができるよう、専門家を活用しながら必要な支援を行っていく。 【こども若者部】 ○専門職の配置と人材育成に取り組み体制整備を進めていく。	
関連計画		八尾市こどもいきいき未来計画				

2	—	3	—	8	愛護動物の救護	担当部局 健康福祉部
取組み			○大規模地震等の災害発生時に、大阪府や大阪府獣医師会等の関係機関と協力し、負傷動物や逸走状態の動物の保護及び動物による人等への危害防止を図る。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○「大阪府災害時等動物救護対策要綱」に基づき、大阪府災害時等動物救護本部の構成団体として活動を行う。					○「大阪府災害時等動物救護対策要綱」に基づき、大阪府災害時等動物救護本部の構成団体として活動を行う。	
関連計画			八尾市地域防災計画			

2	—	3	—	9	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	---------------------	---

(再掲)※取組み内容等は1-1-2に記載

(4) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2	—	4	—	1	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	担当部局 危機管理課
取組み		○避難生活が長期化した場合に必要な生活物資について、事業者との協定締結による調達体制を整備する。 ○分散備蓄体制の整備を行う。 ○広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。 ○自宅、テント及び車等、災害時避難所以外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資が供給されるように努める。 ○避難所における感染症対策物資の充実に努める。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
○備蓄計画に基づいた備蓄物資の確保 ○分散備蓄体制の維持 ○物資供給を迅速に行うため、具体的な行動計画を策定し、訓練などを踏まえた継続的な見直し ○大阪府が示す「避難所運営マニュアル作成指針」及び「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づき、備蓄物資の充実に努めている。					○新たな防災備蓄倉庫の整備 ○被害想定に基づいた食料等の備蓄 ○緊急物資の供給を迅速に行うため、官民連携した具体的な行動計画の策定及び訓練等の実施 ○感染症対策物資の更なる充実	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	4	—	2	医薬品、医療用資器材の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部
---	---	---	---	---	---------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-2-3に記載

2	—	4	—	3	初動体制の運用・改善	担当部局 危機管理課
取組み		○初動時の核となる職員確保の仕組みや、参集時間や安否確認を一括管理する体制を強化し、迅速な被害情報の収集など体制の強化を図る。 ○全庁による災害対応体制が迅速に取れるよう、各所属は、各種マニュアル等を必要に応じて見直すとともに、職員参集体制をはじめ、災害対応体制を職員に周知する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○市総合防災訓練 ・職員の参集訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・避難所の開設訓練 ○災害時職員連絡体制強化システムの運用 ○災害情報システムの運用 ○八尾市各班マニュアルの改訂 （令和5年度） ○八尾市災害時職員初動マニュアルの改訂 （令和6年度） ○地震対応アクションカードの改訂 （令和6年度）					○各種マニュアル等の適切な運用・充実強化 ○市総合防災訓練の充実 ○ICTを活用した、職員の安否確認や情報共有体制の強化。	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市災害時職員初動マニュアル				

2	—	4	—	4	災害医療体制の整備	担当部局 健康福祉部 市立病院
---	---	---	---	---	-----------	-----------------------

(再掲)※取組み内容等は2-2-2に記載

2	—	4	—	5	防災訓練等、市民の防災意識の向上	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 消防本部
---	---	---	---	---	------------------	----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-12に記載

2	—	4	—	6	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局 魅力創造部 都市整備部
---	---	---	---	---	-----------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

2	—	4	—	7	迅速な道路啓開の実施	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

2	—	4	—	8	ライフラインの確保等	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	------------------------

取組み	【危機管理課】【都市整備部】 ○大規模自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な応急復旧を行えるよう、ライフラインに関わる事業者との連携に努め、早期に復旧できるよう事業者との連携体制を構築する。	
現 状	目 標	
	令和7～10年度	
【危機管理課】 ○災害対策本部において、被害状況の収集・分析、応急復旧活動に係る総合調整を行う。		【危機管理課】【都市整備部】 ○ライフラインに関わる事業者との連携強化・訓練の実施
【都市整備部】 ○八尾市道路占用者連絡協議会を開催し、ライフライン事業者の整備計画や進捗等を情報共有している。		
関連計画	八尾市地域防災計画	

2	—	4	—	9	水道の早期復旧及び飲用水の確保	担当部局
						危機管理課
取組み		<水道の早期復旧> ○大阪広域水道企業団に働きかけ、水道施設・管路の更新・耐震化等を計画的に実施するとともに、基幹病院や避難拠点等の重要給水施設に対する給水確保等対策を促進する。 ○また、地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時には大阪広域水道企業団との連携強化を働きかける。 <飲料水確保> ○地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置している「あんしん給水栓」等の活用、府・市の備蓄水及び大阪府広域水道企業団の備蓄水を供給するよう確保に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○大阪広域水道企業団災害用備蓄水管理要綱に基づき、飲料水を必要量備蓄 ○災害時等における防災活動協力に関する協定締結					○大阪広域水道震災対策相互応援協定に基づき、横断的な訓練を通じて連携強化を目指す。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2					—	4		—	10	井戸水等による生活水の確保	担当部局 危機管理課 健康福祉部
取組み			【危機管理課】 ○地震発生時に、生活水の確保を図るため、市内の家庭用井戸や企業の自家用水道などを災害時協力井戸として登録を進める。 【健康福祉部】 ○井戸水に関する衛生指導に努める。								
現 状										目 標	
										令和7～10年度	
【危機管理課】 ○災害時協力井戸の登録の実施 【健康福祉部】 ○井戸水の衛生に関する啓発リーフレットの改訂 （令和6年10月）										【危機管理課】 ○災害時協力井戸の登録促進	
関連計画			八尾市地域防災計画								

2	—	4	—	11	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
取組み		【危機管理課】 ○事業者が、災害時に企業の果たす役割を認識し、被災による事業中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)を策定し、運用するよう働きかける。 【魅力創造部】 ○八尾市立中小企業サポートセンターの業務を通して、企業の強みや弱みの自己分析をサポートし、企業の高付加価値化に向けた取り組みを支援するとともに、将来に向けた経営革新を促進するなかで、BCPやBCMの策定の重要性を啓発し、計画策定の支援を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○講演・訓練時に事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の必要性を啓発 【魅力創造部】 ○企業からBCPやBCMの策定の相談があれば、その都度、計画策定の支援を行ってきた。					【魅力創造部】 ○中小企業サポートセンターの活動を通して、BCPやBCMの策定の重要性を啓発し、計画策定の支援を行う。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	4	—	12	連続立体交差事業の推進	担当部局 都市整備部
---	---	---	---	----	-------------	---------------

（再掲）※取組み内容等は2-1-10に記載

(5) 大量の帰宅困難者の発生、混乱

2	—	5	—	1	帰宅困難者対策の確立	担当部局 危機管理課
取組み		○帰宅困難者対策における一斉帰宅の抑制や駅等における混乱防止について、市民や事業者が主体的に取り組むよう啓発していく。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市地域防災計画「帰宅困難者対策」の検討実施					○八尾市地域防災計画「帰宅困難者対策」の見直し ○駅及び駅周辺事業者への帰宅困難者対策の意識啓発	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	5	—	2	中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	------------------------

（再掲）※取組み内容等は2-4-11に記載

2	—	5	—	3	迅速な道路啓開の実施	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	------------------------

（再掲）※取組み内容等は1-2-15に記載

(6) 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2	—	6	—	1	救出救助活動体制の充実・強化	担当部局 消防本部
取組み		○大規模災害に対応するため、救助技術の専門的な教育訓練を充実させるとともに、救助資機材等の整備及び定期点検や訓練施設を計画的に整備し、救助隊の高度化に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○救助隊年間訓練計画に基づく訓練の実施 ○人命救助に係る知識・技術の向上、関連資格講習等を目的とした職員の研修派遣 ○救助資機材及び訓練施設の整備					○各種訓練実施に係る時間の確保、内容の充実を図る。 ○専門教育を受けた隊員による育成指導を積極的に展開する。 ○高度救助資機材等の維持管理について計画的に修繕及び更新を実施する。	
関連計画		—				

2	—	6	—	2	道路防災対策（法面对策等）	担当部局 都市整備部
取組み		○豪雨等により道路法面や路肩が崩れ、通行に支障が生じるのを防止するため、危険個所の把握に努め、必要な防災対策を講じる。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○道路防災対策 ・風水害対策等により確認した被災個所について、迅速な災害復旧に努めている。 ・日常的なパトロールにより危険個所の把握に努めている。 ・土地所有者に対する適正管理等の啓発に努めている。					○道路防災対策の推進	
関連計画		—				

2	—	6	—	3	緊急消防援助隊受入れ・消防の広域化の推進	担当部局
						危機管理課 消防本部

(再掲)※取組み内容等は1-2-5に記載

2	—	6	—	4	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局
						魅力創造部 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

2	—	6	—	5	迅速な道路啓開の実施	担当部局
						危機管理課 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

(7) 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

2	—	7	—	1	被災地域の食品衛生監視活動の実施	担当部局 健康福祉部
取組み			○地震発生等の災害後の被災地域における食中毒の未然防止を図るため、避難所の開設及び運営の担当部署等と協力し、避難所等での食品衛生上の注意事項の周知や、すぐに活用できる啓発媒体の作成等を行うことにより、食品衛生の確保を図る。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○災害時の保健衛生活動のマニュアルにおける食品衛生管理のための活動内容の充実に努めている。					○避難所等ですぐに活用できる啓発媒体を作成する。	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市食品衛生監視指導計画				

2	—	7	—	2	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	担当部局 健康福祉部
取組み			○災害発生後に、被災地域における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、防疫活動の実施に向けたマニュアル等を検証し、必要な改訂を行う。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○新型コロナウイルス対策を含む「防疫活動の実施に向けたマニュアル」の策定					○左記の取り組みを踏まえ、防疫活動や保健活動を行うためのマニュアル等の再検証、見直し	
関連計画			八尾市地域防災計画			

2	—	7	—	3	健康危機発生時における地方衛生研究所との相互協力体制の強化	担当部局 健康福祉部
取組み		○地震発生後の市内での感染症、食中毒等の健康危機について、大阪健康安全基盤研究所と相互協力体制を確立・強化する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○大阪府との連携を図るために感染症情報の収集、分析をしている大阪府感染症情報解析委員会に出席。					○相互協力体制の充実	
関連計画		八尾市地域防災計画				

2	—	7	—	4	下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保	担当部局 下水道部
---	---	---	---	---	---------------------	--------------

(再掲)※取組み内容等は1-4-15に記載

2	—	7	—	5	避難所の確保と運営体制の確立	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-16に記載

2	—	7	—	6	生活ごみの適正処理	担当部局 環境部
取組み		○被災者の生活に伴い発生する生活ごみは、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行うとともに、できる限り早期に平常時の収集・運搬・処理体制を回復させるため、市民に対して、平常時においても災害時においてのごみの出し方の基本的なルールの周知を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市災害廃棄物処理計画の策定 （令和2年3月）					○最新の情報に合わせて、適宜、計画の改定を行う。 ○災害時におけるごみの出し方についてホームページ、チラシ等を作成し、市民向けに情報提供を行う。	
関連計画		八尾市災害廃棄物処理計画				

2	—	7	—	7	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	担当部局 環境部
取組み		○被災者の生活に伴い発生するし尿等の処理について、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から、可能な限り発災直後から収集・処理を行い、できる限り早期に通常の収集・運搬・処理体制を回復させるための体制を整備する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市災害廃棄物処理計画の策定。 （令和2年3月）					○最新の情報に合わせて、適宜、計画の改定を行う。 ○災害廃棄物処理計画に合わせた体制を整備する。	
関連計画		八尾市災害廃棄物処理計画				

2	—	7	—	8	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	---------------------	---

(再掲)※取組み内容等は1-1-2に記載

3 必要不可欠な行政機能は確保する

(1) 市役所機能の機能不全

3	—	1	—	1	市有建築物の老朽化対策・機能更新の促進	担当部局 政策企画部 建築部 消防本部 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	---------------------	--

(再掲)※取組み内容等は1-1-2に記載

3	—	1	—	2	初動体制の運用・改善	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	------------	----------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-3に記載

3	—	1	—	3	発災後の緊急時における財務処理体制の確保	担当部局 財政部 会計課
取組み		【財政部】【会計課】 ○地震等災害発生後に、長期の停電等が発生し、財務会計システムや関係システム又は庁内ネットワークが停止した場合においても、財務処理が行える体制を確保する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【財政部】【会計課】 ○発災後の緊急時に財務処理が行える体制の検討					【財政部】【会計課】 ○発災後緊急時の財務処理体制の充実	
関連計画		—				

3	—	1	—	4	他自治体との相互応援体制の確立・強化	担当部局 危機管理課
取組み		○災害発生時に、応援協定等に基づく相互応援が円滑に行われ、市民の救助救 援、被災者支援が行われるよう連携を強化する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○中河内地域並びに南河内地域の災害相互 応援協定を締結。 ○明石市・八尾市災害時相互応援に関する協 定を締結。 ○3市町間（大阪府八尾市・岡山県和気町・大 分県宇佐市）における災害時相互応援に関 する協定を締結。 ○八尾市・奈良県五條市・和歌山県新宮市に おける災害時相互応援に関する協定を締 結。 ○中核市災害相互応援協定を締結。					○他自治体との総合応援体制の強化	
関連計画		八尾市地域防災計画				

3	—	1	—	5	防災情報の収集・伝達機能の充実	担当部局 危機管理課 政策企画部 総務部
取組み		【危機管理課】【政策企画部】【総務部】 ○災害に関する情報連絡等について、電話・無線通信設備の機能を常時維持するとともに、通信手段の多様化に努め、情報収集・伝達の機動力の向上を図る。 ○防災行政無線による迅速・的確な情報連絡体制を確保する。 ○災害時の情報収集・伝達手段を確保するため、通信機器等の確保など、体制・設備等の整備・充実を図る。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【危機管理課】【政策企画部】【総務部】 ○防災行政無線（令和5年度末） 屋外拡声子局 63局 個別受信機 132台 携帯型無線機 192台 車載型無線機 13台 ○災害時優先電話 41回線（令和6年度末） ○災害対策本部電話回線 14回線（令和5年度末）					【危機管理課】【政策企画部】【総務部】 ○各通信機器の更新 ○防災行政無線の音達範囲の拡大 ○災害情報伝達システムの導入 ○指定避難所への通信環境の充実強化 ○インターネット（市ホームページ）やソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等による情報発信が滞ることのないよう、また、ラジオによる臨時災害放送局の開設が迅速にできるよう、体制・設備等の整備・充実を図る。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

3	—	1	—	6	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	担当部局 危機管理課
取組み		○災害対策本部等の開設・運営にあたる職員や避難所開設等にあたる職員が、災害発生後に迅速かつ的確に災害対策活動が行えるよう、研修や訓練を行い、災害対応能力の強化を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○市総合防災訓練 ・職員の参集訓練 ・災害対策本部の設置運営訓練 ・避難所の開設訓練 ○災害対策本部の各班による訓練 ○災害情報システム操作研修					○研修や訓練の更なる充実	
関連計画		八尾市地域防災計画				

(2) 市役所の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

3	—	2	—	1	市役所本庁舎・出張所等の機能・設備の充実	担当部局 総務部 人権ふれあい部 消防本部
取組み		【総務部・人権ふれあい部】 ○防災中枢拠点の整備をはじめとした庁舎及び出張所等の機能更新。 【消防本部】 ○消防庁舎等について計画的に機能更新を図り、災害拠点としての機能向上と維持管理を行う。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【総務部】 ○防災中枢拠点としての施設整備を八尾市庁舎中長期修繕計画に基づき、計画的に進めている。 【消防本部】 ○消防庁舎等の機能更新維持管理 ○災害時の機能移転施設の確保（平成28年度） ○八尾市消防施設に関する基本構想（平成24年3月策定） ○八尾市消防庁舎建設基本構想（令和4年3月策定） ○八尾市消防本部庁舎建設基本計画（令和5年3月策定）					【総務部】 ○防災中枢拠点としての機能を引き続き維持していく。 【人権ふれあい部】 ○出張所等機能の更新 【消防本部】 ○消防庁舎の建替えを含めた機能更新及び維持管理を計画的に実施する。 ○大規模災害時の代替施設を検討する。 ○車両及び自家用発電設備の燃料備蓄等を確保し消防機能の維持を図る。	
関連計画		八尾市公共施設マネジメント実施計画 八尾市庁舎中長期修繕計画 八尾市消防施設に関する基本構想 八尾市消防庁舎建設基本構想 八尾市消防本部庁舎建設基本計画				

3	—	2	—	2	業務継続計画の適切な運用	担当部局 危機管理課
取組み		○八尾市業務継続計画(BCP)は、一定の前提を踏まえて策定・運用していく。 ○前提条件の変化にも対応しつつ、訓練や実際の災害対応の経験等を通して、計画の点検・見直しを行う業務継続マネジメント(BCM)を推進し、計画の実効性を高めていく。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○地震対策の迅速かつ的確な推進を図るため、全庁的な取組としてPDCAサイクルに基づく継続的改善を推進することにより、業務継続力の向上に努めている。					○業務継続計画の適切な運用、充実強化	
関連計画		八尾市地域防災計画				

3	—	2	—	3	受援体制の整備	担当部局 危機管理課
取組み		○本市が大規模災害で被災した場合に迅速な応援要請及び円滑な調整・受入れを行い、効果的に災害対策業務を遂行するうえで必要な資源の準備体制及び対応方針を定めた「八尾市災害受援・応援計画」に基づく受援体制の充実強化に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市災害受援・応援計画の策定 （令和2年3月）					○八尾市災害受援・応援計画に基づく受援・ 応援体制の充実強化 ○受援シートの管理及び更新 ○災害時相互応援協定等の実効性の確保 ○受援体制向上のための訓練	
関連計画		八尾市地域防災計画				

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力・経営執行力低下

4	—	1	—	1	中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	------------------------

（再掲）※取組み内容等は2-4-11に記載

4	—	1	—	2	ライフライン事業者との連携	担当部局 危機管理課 都市整備部
取組み		【危機管理課】【都市整備部】 ○ライフラインの災害時における被害防止、安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から水、ガス、電気、通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連絡体制を確保し、発災時に迅速かつ的確な応急復旧が行えるようライフラインに関わる事業者との連携に努める。 【都市整備部】 ○八尾市道路占用者連絡協議会を年4回開催し、ライフライン事業者の整備計画や進捗等を情報共有している。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○ライフライン事業者との情報交換や連絡体制の確保 【都市整備部】 ○八尾市道路占用者連絡協議会を設け、ライフライン事業者と密接に連絡をとることにより、道路の構造及び機能の保全に努めている。					【危機管理課】 ○ライフライン事業者との情報交換や連絡体制の充実 ○市総合防災訓練等での協力 【都市整備部】 ○八尾市道路占用者連絡協議会を活用し、災害時におけるライフライン事業者との連携体制を構築する。 ○災害時における緊急交通路等の確保および停電復旧に支障となる障害物等の移動等に関する覚書の締結	
関連計画		八尾市地域防災計画				

4	—	1	—	3	水道の早期復旧及び飲用水の確保	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	-----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は 2-4-9 に記載

4	—	1	—	4	広域幹線道路ネットワークの整備	担当部局 都市整備部
取組み		○大阪府中部広域防災拠点等へ直結する都市計画道路 八尾富田林線や、大阪中央環状線、大阪外環状線、八尾富田林線を結ぶ重要なアクセス路である都市計画道路 大阪柏原線、その他緊急輸送道路・広域物資拠点・活動拠点を結び相互の連携を図る事ができる都市計画道路の整備を促進し、広域的な防災交通ネットワークの形成に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○都市計画道路の整備促進 ・八尾富田林線の整備促進 ・大阪柏原線の整備促進					○都市計画道路の整備促進	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市都市計画マスタープラン				

4	—	1	—	5	公共交通ネットワークの充実	担当部局 都市整備部
取組み		○市内には、鉄道駅が12駅、定期路線バスのバス停が76箇所あり、公共交通に恵まれているものの、駅から800m、バス停から300m以上離れた交通不便地が存在しており、災害等の発生時に円滑な避難が行えるよう、その解消を図る必要がある。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○八尾市地域公共交通計画 （令和3年9月策定） ○八尾市乗合タクシーを運行（交通不便地） （7地域） ○本格運行の実施（竹濑地域） （1地域） ○実証運行中（残り地域） （6地域）					○本格運行中の竹濑地域や実証運行中の大正、志紀、曙川、高安、南高安及び西郡地域については、利便性向上のため、運行計画の変更を行い、運行率の向上を目指す。 ○実証運行中の各地域においては、利用者アンケートや地域との意見交換を通じて、運行時刻、乗降場所及び運行ルート等、運行計画の見直しを行い本格運行への移行を検討する。	
関連計画		八尾市地域公共交通計画				

4	—	1	—	6	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局
						魅力創造部 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

4	—	1	—	7	迅速な道路啓開の実施	担当部局
						危機管理課 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

4	—	1	—	8	連続立体交差事業の推進	担当部局
						都市整備部

(再掲)※取組み内容等は2-1-10に記載

(2) 有害物質等の大規模拡散・流出

4	—	2	—	1	火薬類・高圧ガス製造事業所の保安対策の推進	担当部局 環境部 消防本部
取組み		【環境部】 ○大規模災害発生等に伴う漏洩防止に資するため、事業所へ公害関係法令に基づく指導を実施する。 【消防本部】 ○災害発生時における被害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置、要領の策定等、各施設の実態に応じて必要な措置を講じるよう指導する。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
【環境部】 ○事業所への立入時等に公害関係法令に基づく指導を実施。 【消防本部】 ○立入検査数(令和5年度) 火薬類施設等 8 件 高圧ガス施設等 1 8 件 液化石油ガス施設等 4 5 件					【環境部】 ○事業所への立入時等における公害関係法令に基づく指導を継続し、防災体制強化を図る。 【消防本部】 ○大規模な施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定する等、自主的な防災体制の確立についての指導を促進する。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

4	—	2	—	2	管理化学物質の適正管理指導	担当部局 環境部
取組み		○大規模災害発生等に伴う化学物質の周辺環境への飛散・流出を防止するため、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づき、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○届出対象となる一定規模以上の事業所からの環境リスク低減対策に伴う化学物質管理計画書の届出指導を実施しており、事業者の自主的な管理による環境リスクの低減を推進している。					○届出内容の変更に伴う逐次更新及び届出指導を継続し、事業者の自主的な管理による環境リスクの低減を推進する。	
関連計画		—				

4	—	2	—	3	有害物質の拡散防止対策	担当部局 環境部
取組み		○有害物質の大規模拡散・流出防止に資するため、有害物質貯蔵事業所等へ平常時から指導を行い、事業所の防災体制強化を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○事業所への立入時等に有害物質の漏洩防止対策等を指導。					○事業所への立入時等における有害物質の漏洩防止対策等の指導を継続し、防災体制強化を図る。	
関連計画		—				

4	—	2	—	4	毒物劇物営業者における防災体制の指導	担当部局 健康福祉部
取組み		○災害発生時に、貯蔵施設の被災等により周辺環境への漏洩等を防止するため、毒物劇物販売業者等に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令順守の徹底を働きかける。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○毒物劇物販売業者等 94件(令和5年度末) ○毒物劇物販売業者等に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令順守の徹底を働きかける。					○毒物劇物販売業者等に対し、定期的な立入検査を実施し、毒物劇物の適正な使用・保管管理、法令順守の徹底を働きかける。	
関連計画		—				

(3) 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響

4	—	3	—	1	食料等の安定供給	担当部局 危機管理課
取組み		○大阪府域救援物資対策協議会の示す「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」に基づいた、八尾市が負担する備蓄量の充足に務める。 ○多様な手法による物資の調達・確保手段を確立するため各種協定締結などに努める。 ○災害情報システムを運用し、各避難所における不足物資を把握することにより、安定した物資の供給を行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○備蓄物資の充足 ○備蓄倉庫の整備 ○食料等の確保に関する協定締結 ○災害情報システム運用のため、各指定避難所にWi-Fi とタブレットを設置					○備蓄物資の計画的な管理・更新、備蓄計画の適宜見直し ○備蓄物資の保管場所確保のための新たな防災備蓄倉庫の整備の検討。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

4	—	3	—	2	中小企業に対する事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	------------------------

（再掲）※取組み内容等は2-4-11に記載

4	—	3	—	3	災害復旧に向けた体制の充実	担当部局 危機管理課
取組み			○災害応急対策を講じた後に被害の程度を調査・検討し、府の各部局と連携・協力し、それぞれが所管する公共施設等に関する災害復旧事業計画を速やかに作成し、それを基に災害復旧計画を作成する。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○災害復旧事業計画の作成 ○災害復旧計画の作成 ○災害復旧に伴う財政援助、助成計画の作成 ○災害復旧事業の実施					○災害復旧に向けた体制の充実強化	
関連計画			八尾市地域防災計画			

(4) 農地・森林や生態系等の被害に伴う荒廃・多面的機能の低下

4	—	4	—	1	災害復旧に向けた体制の充実	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	---------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は4-3-3に記載

4	—	4	—	2	森林等の保全	担当部局 魅力創造部 都市整備部
---	---	---	---	---	--------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-4-2に記載

4	—	4	—	3	土砂災害対策	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	--------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-4-1に記載

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(1) 情報収集・伝達機器の機能停止により避難行動や救助・支援の遅れによる死傷者の発生

5	—	1	—	1	防災情報の収集・伝達機能の充実	担当部局 危機管理課 政策企画部 総務部
---	---	---	---	---	-----------------	--------------------------------------

(再掲)※取組み内容等は3-1-5に記載

5	—	1	—	2	ため池防災・減災対策の推進	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	---------------	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-4に記載

5	—	1	—	3	防災情報の通信体制の整備 (河川の防災テレメータの整備)	担当部局 魅力創造部 都市整備部
---	---	---	---	---	---------------------------------	-------------------------------

取組み	【魅力創造部】【都市整備部】 ○水防活動等に活用するため現地の水位観測データをリアルタイムに確認することができるようにするため水位観測システムを構築する。 ○大雨、洪水予報や、河川の増水、ため池の水位上昇といった防災情報の通信体制を整備し、水防活動等に活用する。					
------------	--	--	--	--	--	--

現 状		目 標	
		令和7～10年度	
【魅力創造部】 ○ため池テレメータの設置 ・ため池のテレメータを設置し観測 【都市整備部】 ○河川テレメーターシステム ・大阪府システムへの移行。 ○河川の増水状況の把握 ・浸水被害の常襲発生箇所に水位計を設置し観測。		【魅力創造部】 ○ため池の増水状況の把握 ・ため池の水位の情報把握を行う。 【都市整備部】 ○河川の増水状況の把握 ・被害が発生した箇所や予測される危険箇所の河川水位の情報把握を進める。	

関連計画	八尾市地域防災計画
-------------	-----------

5	—	1	—	4	ライフラインの確保等	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-8に記載

5	—	1	—	5	市民への広報体制の整備・充実	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-13に記載

5	—	1	—	6	外国人に対する情報発信の充実	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部
---	---	---	---	---	----------------	--------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-14に記載

5	—	1	—	7	防災拠点等の情報共有体制の整備	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	-----------------	---------------

取組み	○災害対策の中核拠点となる市庁舎や消防庁舎、給水活動の拠点となる大阪広域水道企業団、保健医療調整本部、市災害医療センター、緊急輸送拠点や指定避難所等の各防災拠点施設間における迅速な被害情報収集や正確な相互の情報伝達が行えるように無線通信施設や災害情報システムの整備及び運用の強化を図る。					
-----	---	--	--	--	--	--

現 状		目 標	
		令和7～10年度	
○防災行政無線等の情報伝達媒体の整備・点検及び充実 ○災害情報システムの導入 (令和4年度) ○災害情報システム運用のため、指定避難所Wi-Fi 及びタブレットを設置 (令和6年度)		○通信連絡手段の多様化 ○災害情報システムのマニュアル作成 ○職員による災害情報システムの操作訓練の実施	

関連計画	八尾市地域防災計画
------	-----------

5	—	1	—	8	情報システム等の処理能力の向上	担当部局 危機管理課 消防本部
取組み		【危機管理課】 ○災害発生時における災害情報等の集約や災害対策本部運営支援、避難所管理支援、備蓄物資管理、被災者生活再建支援管理等を行うICT(災害情報システム、被災者生活再建支援システム)を運用し、迅速で的確な応急対応を実施する。				
		【消防本部】 ○高機能消防指令センターの常時安定稼働を維持し、業務の円滑化を図るために保守管理を実施する。 ○定期的に消防指令システム関連機器のサーバー系統、ハード機器等の機能更新を実施する。				
現 状						目 標
						令和7～10年度
【危機管理課】 ○災害情報システム、被災者生活再建支援システムの運用 ○大阪府防災情報システム(O-DIS)の活用 ○災害時職員連絡体制強化システムの運用						【危機管理課】 ○災害情報システムの機能充実 ○災害情報システムの操作の習熟訓練
【消防本部】 ○高機能消防指令センターの保守管理 ○災害時要配慮者情報の適正な運用管理 ○高機能消防指令センターのシステム関連機器の更新 (サーバー系統、ハード機器等) ○電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入 ○ネットワーク回線契約の更新						【消防本部】 ○高機能消防指令センターのシステム関連機器の更新 (サーバー系統、ハード機器等) ○高機能消防指令センターの保守管理 ○システム地図の更新 ○災害時要配慮者情報の効果的な運用 ○次期高機能消防指令センターの機能・規模等を検討し更新整備を計画的に実施する。
関連計画		八尾市地域防災計画				

5	—	1	—	9	メディアとの連携	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-12に記載

(2) 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止

5	—	2	—	1	ライフラインの確保等	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-8に記載

5	—	2	—	2	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-11に記載

5	—	2	—	3	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	--------------------	----------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-1に記載

5	—	2	—	4	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局 魅力創造部 都市整備部
---	---	---	---	---	-----------------	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

(3) 都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

5	—	3	—	1	食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	--------------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-1に記載

5	—	3	—	2	ライフラインの確保等	担当部局 危機管理課 都市整備部
---	---	---	---	---	------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-8に記載

5	—	3	—	3	災害発生時における電力確保	担当部局 危機管理課 環境部
---	---	---	---	---	---------------	----------------------

取組み	【危機管理課】【環境部】 ○エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進する。					
-----	--	--	--	--	--	--

現 状			目 標		
			令和7～10年度		

【危機管理課】【環境部】 ○市庁舎や福祉避難所などに、太陽光発電設備や蓄電池を設置し、災害時における必要最低限の電源確保を行っている。 7施設(令和6年3月末) ○電気自動車などの低公害車の導入を推進することで、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図るとともに災害発生時の電力確保に努めている。 ○環境啓発イベント等において多様な活動主体との連携の元に、低公害車の普及啓発を実施。 ○コージェネレーション導入 2施設(令和6年3月末)			【危機管理課】【環境部】 ○エネルギー供給源多様化の推進 ○環境啓発イベント等において、電気自動車等の電動車の普及啓発を継続して実施する。		
--	--	--	---	--	--

関連計画	八尾市地域防災計画					
------	-----------	--	--	--	--	--

5	—	3	—	4	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-11に記載

(4) 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

5	—	4	—	1	水道の早期復旧及び飲用水の確保	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	-----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-9に記載

5	—	4	—	2	下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保	担当部局 下水道部
---	---	---	---	---	---------------------	--------------

(再掲)※取組み内容等は1-4-15に記載

5	—	4	—	3	し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	担当部局 環境部
---	---	---	---	---	----------------	-------------

(再掲)※取組み内容等は2-7-7に記載

(5) 鉄道・道路等基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流、人流への甚大な影響

5	—	5	—	1	広域幹線道路ネットワークの整備	担当部局
						都市整備部

(再掲)※取組み内容等は4-1-4に記載

5	—	5	—	2	公共交通ネットワークの充実	担当部局
						都市整備部

(再掲)※取組み内容等は4-1-5に記載

5	—	5	—	3	鉄道施設の耐震対策の促進	担当部局
						都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-8に記載

5	—	5	—	4	広域緊急交通路等の通行機能確保	担当部局
						魅力創造部 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-1-7に記載

5	—	5	—	5	迅速な道路啓開の実施	担当部局
						危機管理課 都市整備部

(再掲)※取組み内容等は1-2-15に記載

5	—	5	—	6	交通結節点となる都市基盤施設の整備	担当部局 都市整備部
取組み		○八尾市地域公共交通計画を作成し、八尾市域の交通ネットワーク計画を作成するとともに、交通結節点となる鉄道駅を中心とした八尾市乗合タクシーの運行を実施する。 ○災害時に駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するとともに、緊急車両等による輸送が円滑に実施できるよう、交通結節点となる駅前広場の整備や駅前広場から主要路線に接続するまでの道路整備等に取り組む。				
現 状					目 標 令和7～10年度	
○八尾市自転車活用推進計画 （令和3年3月策定） ○八尾市地域公共交通計画 （令和3年9月策定） ○交通不便地7地域において、最寄り駅に接続する八尾市乗合タクシーを運行。 ○竹濑地域においては本格運行を行い、残る6地域については実証運行中。 ○近鉄河内山本駅周辺整備 ○国有地である八尾空港西側跡地について地下鉄八尾南駅前という駅直結の立地特性を活かした、魅力あるまちづくりを図るため、大阪市との連携のもと、国（大阪航空局、近畿財務局）と協議、調整を進めている。					○八尾市乗合タクシーにおいて、本格運行中の竹濑地域や実証運行中の大正、志紀、曙川、高安、南高安及び西郡地域については、利便性向上のため、運行計画の変更を行う。 ○近鉄河内山本駅周辺整備 ・駅周辺における賑わいの創出と防災性の向上（踏切～五月橋交差点の整備） ・駅前広場の整備 ○八尾空港西側跡地について、駅前に必要な都市基盤施設整備に向けた検討 ○主要駅周辺の特色を活かしたまちづくり機能の充実のために、駅周辺の整備の検討 ○長期的な視点にたった都市計画手法等の活用の検討	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市地域公共交通計画 八尾市自転車活用推進計画 八尾市都市計画マスタープラン				

5	—	5	—	7	連続立体交差事業の推進	担当部局 都市整備部
---	---	---	---	---	-------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は2-1-10に記載

5	—	5	—	8	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント(BCM)の取組み支援	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--	------------------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-11に記載

5	—	5	—	9	水道の早期復旧及び飲用水の確保	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	-----------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は2-4-9に記載

5	—	5	—	10	下水道施設の耐震化等の推進、機能の確保	担当部局
						下水道部

(再掲)※取組み内容等は1-4-15に記載

5	—	5	—	11	災害廃棄物の適正処理	担当部局
						環境部

(再掲)※取組み内容等は1-2-16に記載

5	—	5	—	12	民間住宅・建築物の耐震化の促進等	担当部局
						建築部

(再掲)※取組み内容等は1-1-4に記載

5	—	5	—	13	広域緊急交通路等沿道建築物の耐震化の促進	担当部局
						建築部

取組み	○広域緊急交通路等の沿道建築物の耐震化の向上を図るため、大阪府と連携し、耐震化の実施を継続的に働きかける。 (住宅・建築物安全ストック形成事業の推進等)					
-----	---	--	--	--	--	--

現 状				目 標		
				令和7～10年度		

○耐震診断義務化対象路線の沿道にある旧耐震基準の建築物については、緊急時の道路通行障害を防ぐ観点からも、大阪府と連携し、耐震化について働きかけている。				○進捗状況を踏まえ、耐震化できずに残る建物について、災害時の道路機能の確保という観点から、耐震化の実施を働きかける。		
---	--	--	--	--	--	--

関連計画	八尾市耐震改修促進計画					
------	-------------	--	--	--	--	--

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(1) 自然災害後の地域により良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態

6	—	1	—	1	復興計画の策定等に係る体制や手順の確立	担当部局 危機管理課 政策企画部 総務部
取組み			○大規模災害により市域の社会経済活動に甚大な影響が生じた場合、中長期的な取組による計画的な市の復興について基本的な方向性を示し、災害被害からの被災者の生活再建や将来を見据えた災害に強いまちづくりなど、市民の安全・安心に視点を置いた総合的な復興のためのまちづくりを進める。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○復興の基本方針の決定 ○災害復興計画の策定 ○復興のための体制整備					○復興計画の策定等に係る体制や手順の確立	
関連計画		八尾市地域防災計画				

(2) 生活再建支援の停滞により市民生活の復旧・復興の遅延

6	—	2	—	1	迅速なり災証明書の発行	担当部局 財政部 人権ふれあい部
取組み		【財政部】【人権ふれあい部】 〇り災証明書の発行について、関係課職員が協力し迅速にこれを行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【財政部】【人権ふれあい部】 〇災害窓口班マニュアルの作成 （地域防災計画） 〇り災証明書発行業務マニュアルの作成					【財政部】【人権ふれあい部】 〇災害時に速やかに対応できるよう、り災証明書の発行について、地域防災計画・災害窓口班マニュアル及びり災証明書発行業務マニュアルの内容を関係課職員で共有し、り災証明書発行業務に関する知識・技術の維持向上に努める。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	2	—	2	迅速な災害窓口の体制整備	担当部局 財政部 人権ふれあい部
取組み		【財政部】【人権ふれあい部】 ○り災証明書の発行、災害に伴う市税の減免、被災者からの相談・要望、埋火葬の許可・市立斎場の使用許可に関する事務を担う災害窓口の体制整備について、関係課職員が協力し迅速にこれを行う。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【財政部】【人権ふれあい部】 ○災害窓口班マニュアルの作成 （地域防災計画） ○家屋調査班マニュアルの作成 （地域防災計画） ・災害に伴う市税の減免 （固定資産税・都市計画税）					【財政部】【人権ふれあい部】 ○災害時に速やかに対応できるよう、り災証明書の発行、災害に伴う市税の減免、被災者からの相談・要望、埋火葬の許可・市立斎場の使用許可に関する事務を担う災害窓口について、地域防災計画・災害窓口班マニュアルの内容を関係課職員で共有し、災害窓口の体制整備に関する知識・技術の維持向上に努める。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	2	—	3	住家等の被害認定調査・応急危険度判定体制の充実	担当部局 財政部 建築部
取組み		【財政部】 ○り災証明書発行のために必要な「住家等の被害認定調査」の知識の習得・情報の収集に努める。 【建築部】 ○地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進め、判定体制の充実を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【財政部】 ○家屋調査班マニュアルの作成（地域防災計画） ○大阪府等が行う研修への参加 【建築部】 ○資格要件に該当する職員について、積極的に登録を実施している。					【財政部】 ○災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づく調査・判定方法について、職員の知識・技術の維持向上に努める。 【建築部】 ○新たな資格要件に該当した職員に対して、登録を促す。また、登録期限に到来した職員に対して登録の継続を促す。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	2	—	4	生活再建、事業再開等の関連情報の提供	担当部局 危機管理課 魅力創造部
取組み		【危機管理課】 ○災害発生後に被災者の生活を迅速に再建・回復できるようにするため、被災者支援について適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制を確保する。				
		【魅力創造部】 ○突発的な自然災害発生後に地域経済を迅速に再建・回復できるようにするため、以下の市内事業者の復興に向けた支援について、適切な措置を講じるための関係機関との連携・協力体制の検討を行う。 (1)市内事業者に対する災害時の金融支援措置 ・中小企業信用保険法の特例措置など国や府の信用補完制度における対応を踏まえ、災害により被害を受けた市内事業者の復興を支援するために適切な措置を講じる。 (2)被災農林業者の経営支援 ・災害で経営が悪化した農林事業者を支援するため、国や府の施策とも連携しながら、資金融資を行う金融機関に対し利子補給を行う。また、国や府の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度を周知する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】 ○被災者生活再建支援金の支給 【魅力創造部】 ○事業者等から災害時の支援措置などについて相談があれば、想定し得る制度の紹介を行ってきた。					【危機管理課】 ○被災者支援について、適切な措置を講じるための連携・協力体制の確保。 【魅力創造部】 ○職員、関係団体等に対し、国や府の天災資金等の災害時に活用出来る各種資金の制度について情報を共有。 ○被災者支援や市内事業者の復興に向け、適切な措置を講じるための連携・協力体制の検討。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	2	—	5	地籍調査の推進	担当部局 政策企画部 都市整備部
取組み		【政策企画部】【都市整備部】 ○地震・水害等の災害が発生し、土地の形状が変わってしまった場合、復旧計画等に時間を要し、復旧が大幅に遅れる可能性があるため、都市基盤施設等の公共事業実施に併せて地籍調査を行っていく必要がある。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【政策企画部】【都市整備部】 ○地籍調査 実施面積 32.34ha(令和6年3月末)					【政策企画部】【都市整備部】 ○都市基盤施設等の公共事業実施に併せ 地籍調査を行う。	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市都市計画マスタープラン				

6	—	2	—	6	市民への広報体制の整備・充実	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------------	------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-3-13に記載

(3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態

6	—	3	—	1	災害廃棄物の適正処理	担当部局 環境部
---	---	---	---	---	------------	-------------

(再掲)※取組み内容等は1-2-16に記載

6	—	3	—	2	災害廃棄物の広域的な処理体制の整備	担当部局 環境部
取組み		○環境省近畿地方環境事務所が主催する大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会等の場を通じて、広域的な相互連携・協力体制の構築を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○環境省近畿地方環境事務所が主催する大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会等に参加し、相互連携・協力体制の構築のため情報交換などを行っている。					○相互連携・協力体制の推進	
関連計画		八尾市災害廃棄物処理計画				

6	—	3	—	3	災害ボランティアの充実と連携強化	担当部局 危機管理課 健康福祉部
取組み		【危機管理課】【健康福祉部】 ○市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、八尾市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【健康福祉部】 ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○災害ボランティアの募集・派遣要請 ○災害ボランティアの登録・活動調整 ○災害ボランティアの支援					【危機管理課】【健康福祉部】 ○災害ボランティアの充実と連携強化 ○災害ボランティアセンターの開設・運営 連携訓練の実施	
関連計画		八尾市地域防災計画 八尾市地域福祉計画				

(4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

6	—	4	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	--

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

6	—	4	—	2	地籍調査の推進	担当部局 政策企画部 都市整備部
---	---	---	---	---	---------	-------------------------------

(再掲)※取組み内容等は6-2-5に記載

6	—	4	—	3	応急仮設住宅の早期供給体制の整備	担当部局 危機管理課 建築部
取組み		【危機管理課】【建築部】 ○災害救助法が適用された場合、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅を建設し、供与する。 ○被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまでに必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府が実施する民間賃貸住宅借上制度等の運用を円滑に行えるよう、府との連携強化、情報共有を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
【危機管理課】【建築部】 ○入居者の募集、建設型応急住宅の建設用地の選定・管理。 ○仮設住宅建設 92箇所(候補地) ○一候補地あたり一戸につき100㎡(建設面積は29.7㎡以内)で10戸以上の面積が確保できる場所とする。 ○大阪府災害時民間賃貸住宅借上制度(賃貸型応急住宅)地域別説明会に参加するなど、大阪府との連携強化、情報共有を図った。					【危機管理課】【建築部】 ○供給体制の早期整備、建設候補地の充実 ○災害時に円滑に運用できるように、体制整備を充実させる。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	4	—	4	住宅関連情報の提供	担当部局 建築部
取組み		○被災者が安定した生活を送れるよう、応急仮設住宅の状況、民間賃貸住宅の状況、住宅補修、住宅関連資金融資、住宅関連情報を的確に提供するための体制整備を図る。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○「倒壊家屋・住宅対策班マニュアル」において、恒久住宅移行のための相談窓口の設置を位置付けている。					○住宅関連情報を的確に提供する。	
関連計画		八尾市地域防災計画				

6	—	4	—	5	復旧資機材の調達・確保	担当部局 危機管理課
取組み			○災害発生後、応急復旧に必要な人材及び資機材の整備を図るとともに、必要に応じ協定締結自治体及び団体等との連携強化に努める。			
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○協定締結市 6件（83市） （令和5年度末） ○防災協定締結 7団体（建築資機材） （令和5年度末）					○資機材等の充実 ○協定締結の検討	
関連計画			八尾市地域防災計画			

6	—	4	—	6	生活再建、事業再開等の関連情報の提供	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--------------------	------------------------

（再掲）※取組み内容等は6-2-4に記載

(5) 文化財や環境的資源の喪失、地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復興が大幅に遅れる事態

6	—	5	—	1	地区防災計画の策定支援	担当部局 危機管理課 人権ふれあい部 健康福祉部
---	---	---	---	---	-------------	-----------------------------------

(再掲)※取組み内容等は1-1-1に記載

6	—	5	—	2	文化財の防災対策	担当部局 魅力創造部
取組み		○災害時に文化財の被害が生じ、復興が遅れないよう、文化財の種類ごとに想定される災害に応じた予防措置を検討し、その整備に努める。				
現 状					目 標	
					令和7～10年度	
○文化財所有者等への文化財防火ポスターの配布や、災害時の所有者との連絡体制を整えた。 ○史跡高安千塚古墳群保存活用計画において、想定される災害の内容や予防措置を検討した。 (平成29年度)					○建造物、史跡、有形文化財等の文化財の種類ごとに想定される災害を検討する。 ○史跡由義寺跡保存活用計画において想定される災害と予防措置を検討し(令和2年度)、史跡由義寺跡整備基本計画策定時に具体的な整備内容を掲示する。	
関連計画		史跡高安千塚古墳群保存活用計画				

6	—	5	—	3	復旧資機材の調達・確保	担当部局 危機管理課
---	---	---	---	---	-------------	---------------

(再掲)※取組み内容等は6-4-5に記載

(6) 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な被害

6	—	6	—	1	市民への広報体制の整備・充実	担当部局 危機管理課 政策企画部
---	---	---	---	---	----------------	--

(再掲)※取組み内容等は1-3-13に記載

6	—	6	—	2	生活再建、事業再開等の関連情報の提供	担当部局 危機管理課 魅力創造部
---	---	---	---	---	--------------------	--

(再掲)※取組み内容等は6-2-4に記載

V 計画の着実な推進に向けて

1 計画の推進体制

本市の国土強靱化地域計画は、いかなる大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興を可能にするための事前対策であり、その取組みは、広範な部局の所掌にまたがります。

本計画の推進に当たっては、部局横断的な体制のもと、国・大阪府の関係組織、近隣市町村等の地方公共団体、消防団や自主防災組織等の地域組織、民間企業等と連携・協力しながら進めていきます。

2 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に推進するため、具体的な取組みの進捗管理等を定期的に把握・検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返して取組みを推進します。

本計画に位置づける個別の施策の推進は、それぞれ関連付けられる計画に基づき、優先度を考慮し進めていきます。

また、今後の社会経済情勢等の変化や具体的な取組みの進捗管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合などは、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

なお、国土強靱化に関連する他の計画を見直しする際には、本計画との整合性について留意するものとします。

八尾市国土強靱化地域計画

編集・発行 八尾市 危機管理課

八尾市本町一丁目1番1号

TEL (072) 924 - 3953 (直通)

FAX (072) 924 - 3968

E-mail kikikanri@city.yao.osaka.jp

令和7年4月

刊行物番号 R7-14
